平成25年9月定例会 防災対策特別委員会(付託) 平成25年10月15日(火) [委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。 (10時35分) 直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 徳島県地域防災計画の修正について(資料①②)

三宅危機管理部長

1点御報告をさせていただきます。

徳島県地域防災計画の修正についてであります。

お手元に御配付の委員会資料(その1)を御覧願います。

災害対策基本法の改正並びに南海トラフ巨大地震に係る県独自の被害想定を公表したことなどに伴いまして、地域防災計画を修正する必要が生じたものでございます。

まず、計画の構成といたしまして、各災害に共通する予防・応急対策・復旧復興の各項目について共通対策編に統合するとともに、個別災害につきましては南海トラフ地震対策編をはじめ、4編に整理をいたしました。また、大規模事故等災害対策編の中に新たに原子力災害対策を新設することといたしております。

2ページ目には修正方針といたしまして、災害対策基本法及び国の防災基本計画の修正 内容や、県が作成いたしました震災に強い社会づくり条例、津波浸水想定及び被害想定(第一次)などの要素について記載しております。 2ページ中段から 4ページにかけまして は、主な修正の要旨を記載いたしております。

なお、5ページから6ページにかけましては、今回新設する原子力災害対策の概要につきまして記載いたしております。本県は原子力施設の立地県ではございませんが、福島第一原発の事故の際には放射能による影響が広範囲に及んだところであり、こうしたことから原子力災害対応についての必要な事項を地域防災計画に追加するものでございます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

西沢委員長

以上で報告は終わりました。 それでは質疑をどうぞ。

笠井委員

何点かお尋ねしたいと思います。2013年の8月から特別警報というのが施行されまして、今年度、京都であるとか滋賀であるとか、そういった所でこの警報が出されました。今までにも随分大きな台風とか、いろんなことが起きたんですけども、今回、特別警報という形で、これは今までは努力義務であったものが、これをすることによりまして、義務に位置付けられたということで、数十年に一度の災害が起きた、起きると予測されたということなんですけれども、例えば、平成16年あるいは23年に徳島県におきましても大きな水害が出ました。この程度の水害、災害が特別警報に当たるのかどうかというのを、まずお聞きしたいなと思います。

竹岡南海地震防災課長

去る8月30日から特別警報を気象庁のほうが運用をいたしてございます。この特別警報につきましては、従来の警報の基準をはるかに超える豪雨あるいは地震、大津波等が予想される場合、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに最大の警戒を呼びかけることといたしております。具体的にその発表基準につきましては、例えば大雨の場合は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予測された場合に発せられるものでございます。同じく津波・地震につきましても、これまでの大津波警報あるいは緊急地震速報によるところの震度6弱以上の地震動が予想される場合、発表されるとなっております。お尋ねの平成16年の豪雨災害の件でございますけれども、これにつきましては気象庁のほうからは、今回の特別警報の基準に当てはまるものであるというふうにお聞きいたしております。

笠井委員

ありがとうございました。平成16年あるいは23年に非常に大きな被害が徳島県もあったんですけども、あの程度なら特別警報という形で出るということですね。例えば、地球温暖化で本当に今年も海水温が上がりまして、台風の発生が非常に多うございます。26号がまたできたということで、今朝のニュースでも非常に大きな台風であるということで、またこういう警報が出るんじゃないかなと思うんですけども、幸い徳島県は、今年度はこういうふうな大きな災害は起きていない。ただ、16年に起きた、23年に来たということになれば、数十年に一度じゃなくて、ひょっとすれば毎年あの程度の台風なり災害が起きるんではないかと思いますけども、そういった場合でも、こういう警報の適用というのは数十年じゃなくてもあるわけなんですか。

竹岡南海地震防災課長

今回の特別警報の発令基準につきましては、気象庁のほうでは5キロ四方で雨の量を算

定いたしまして、50ミリ程度以上の雨が降った場合は、今回の特別警報に当たるというふうになっておりますので、これは数十年に一度と申しましても、それはその地域、地域において判断していくものでございますので、今年度は既に京都あるいは福知山とか、そういった所でも出ておりますように、何回も出ております。ですので、それはその地域、地域の範囲の中で算定して、この発表がなされるというふうに聞いてございます。

笠井委員

数十年に一度と言いながら、やっぱり昨今の気象状況を見ますと、非常にゲリラ豪雨が多いわけですね。1時間に50ミリどころか、100ミリも150ミリも降るようなゲリラ豪雨が起きているわけですね。ですから、今回の26号はちょっとそれそうなんですけども、やっぱりこういうことがある可能性が十分あるんですね。こういうときに、どういうふうな広報のやり方をするのか。ちょっと徳島県において、どういうふうな広報の仕方をするのか教えていただきたいなと思いますので、お願いします。

竹岡南海地震防災課長

特別警報の周知手段といたしましては、今回、気象業務法の改正によりまして、市町村において住民の方に確実に伝達することが義務付けられたところでございます。その方法といたしましては、市町村の判断により可能な限り多くの手段を用いて、確実に住民の方に伝達するということが必要でございます。例えば一番考えられますのは、市町村のほうで整備が進んでおります、いわゆる防災行政無線、同報無線の活用でありますとか、昨今ではケーブルテレビやコミュニティーFMを使った伝達、それから携帯電話会社の緊急速報メールといった新たなものも、整備をそれぞれの市町村で進めているところでございます。また、従来の広報車による巡回とか、あるいは消防団、自主防を通した伝達、これも通常どおり行われているというふうに聞いております。

笠井委員

そういうふうにして広報していくということなんですけども、これは例えば順序立てていくと、いきなり市町村が警報を出すはずもありませんし、例えば気象庁が出すにしても、どこかのデータというか、そういう状況を調べないと出せないと思うんですけども、これは県はどういう立場になるんですか。この特別警報を出すときに、県としての立場はどういう位置で把握しているというか、指令を出すというか、そこのところがちょっと分からんので教えていただきたいと思います。

竹岡南海地震対策課長

先ほどの私の発言で訂正をお願いしたいんですけれども,50ミリというふうに申しましたけれども,3時間雨量の換算で150ミリということに訂正させていただきます。

それで、県のほうの役割でございますけれども、これは気象庁のほうから気象情報、警

報等を受けますと、それを市町村に対して確実に伝達するという役割がございます。県におきましても、この特別警報が出ますと、県の防災行政無線を活用して市町村のほうに確実に伝達をさせていただくということでございます。また、市町村が住民の方に対して伝達する場合に関しましても、そういった場合、場合で、いろいろ市町村のほうから伝達の方法、タイミングとか、そういったやり方につきましての御相談というのがあれば、県のほうでそれに対応するというような役割がございます。

笠井委員

3時間に150ミリ以上の場合ですね。例えば、市町村がいきなり特別警報を出すんじゃなくて、県が同報無線なんかを使ってまず各市町村に知らせるということで、これはそうすると県として非常に重たい役割があるんですね。ですから、どれだけ県としての同報無線あるいは防災無線があるのか私もよく分かりませんけれども、県の同報無線というのはかなり設置されとんでしょうか。

西沢委員長

小休いたします。(10時47分)

西沢委員長

再開いたします。(10時48分)

笠井委員

ちょっと質問がややこしくなっていました。じゃあ、同報無線と防災無線の違いを教えていただきたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

防災行政無線と同報無線の違いと申しますか、それの説明でございますけれども、基本的に防災行政無線の一つの種類が同報無線でございまして、これは市町村の防災行政無線、これが一般的に同報無線というふうに言われておりまして、簡単に申しますと、災害時とか災害の発生が予測される場合に、市町村の役場から住民の皆さんに警報でありますとか、避難指示などの防災情報を拡張屋外拡声子局、いわゆる防災スピーカー、それから各家庭に配布されております個別の受信機、発信機、こういった方法でもって、その情報をお伝えするということでございますので、一度に同じ内容の音声を不特定多数の方々に一斉に伝達可能な点というのが一番の特徴でございます。ですから、防災行政無線の中の種類というふうに考えていただければと思います。

笠井委員

名前がちょっと違うだけで、やっている内容はほとんど同じということですね。例えば

今回,義務ということで位置付けられているんですけども,市町村によりまして周知しなかった市町村もあったみたいなんですけども,これは何か行政処分というか罰則というか,そういうのはないんですか。住民に知らせなかった市町村がありますね,京都でも滋賀でも。これはどんなんですか。

竹岡南海地震防災課長

実際に今回のケースで申しますと、滋賀とかそういった所で、特別警報もまだ施行されて間がないということでございましたし、いろんな要素もありまして、市町村のほうでこの特別警報の伝達ができなかったという事例はございました。これにつきましては、それが気象業務法で義務付けております内容に違反するのかどうかという点でございますけれども、実際これは内容によりまして、確かにある町の例で言いますと、それが違反でなかったかという調査がされるということも聞いておりますので、これはケース、ケースによりまして非常に重大な過失といいますか、そういったもので伝達できないという事例がございましたら、そういう可能性も否定できないということでございます。

笠井委員

まだ施行されて間がないので、混乱していることもあろうかと思いますけども、徳島県では幸いそういうふうな大きな災害が来ておりませんから、そういう同報無線を鳴らしたということはありませんけれども、県も責務の一端を担っておりますので、こういうことのないように十分気を付けていただけたらなと思います。

今年の9月の最初頃に全国一斉で同報無線を鳴らしたんかな。このことについてお尋ね したいんですけども、徳島県の同報無線あるいは防災無線が本当に鳴ったのかどうか、一 斉に鳴ったのかどうか、確認したのかどうか、お尋ねしたいと思います。

西沢委員長

小休いたします。(10時53分)

西沢委員長

再開いたします。(10時53分)

竹岡南海地震防災課長

9月11日に消防庁によるJ一ALERTを利用しての全国一斉訓練というのがございました。全国の市町村を対象に、徳島県下の24市町村も参加いたしまして、県も自主参加いたしまして、県有施設の75施設で伝達訓練を実施しております。この結果につきましては県有施設のほうは正常に流れまして、館内放送等、設定どおりに流れました。お尋ねの市町村でございますけれども、これにつきましても全市町村のほうで正常に受信をいたしまして、設定どおりに配信されたことを確認しております。ただ、阿南市におきましてはこ

れも自動起動による同報無線の伝達が行われましたが、9月2日に運用を開始したばかりのケーブルテレビによる情報伝達というのが、一部システムに不具合がありまして、できなかったということを消防庁のほうには報告いたしておりまして、これにつきましては修正をされておるというふうに聞いております。

笠井委員

役所とかそういった所には確実に流れたようなんですけれども、例えば道を歩いている人、あるいは県外から来た人、観光地、いろんな場所でいつ起きるか分かりませんので、その地区の人たちは建物の中にいればそういうことで分かるんですけども、建物の外にいたら分からないということがあるんですけども、例えば沿岸地区の松茂あるいは川内、あるいは沖洲、津田、こういった広い所で作業している人たちとか、観光に来ている人たちが本当に聞けたのかどうかという確認はされたんでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

市町村の今回の訓練におきまして、市町村の受信施設が受信を正常にして、それから情報伝達の連携も取って行ったというところまで、県のほうとしては確認をいたしておりますけれども、それ以降、住民に対して確実に情報伝達ができたかという点につきましては、これは個々市町村のほうで確認をいたしているというふうに考えております。委員お尋ねの件につきまして、私どもの把握している分につきましては、一部、市のほうで屋外スピーカーの音声が聞き取りにくかったという点があったというふうなことについては確認をしておるところでございます。

笠井委員

例えば昼に起きますと、この時期だと川内の例を挙げますと小松、旭野地区、みんな外へ出て芋を掘りよんですね。携帯も落としたらいかんと言うて車へ入れとんですね。あるいはマリンピアの人たちにしてもそうなんです。あそこも今、散歩道路とかいうことで住民も散歩されております。こういった地区で、中でおる人には聞こえても、実際に外でおる人に聞こえなければ意味がないんですね。マリンピアにも同報無線も備え付けられておるようですけども、部長もその時間に行かれたということをお聞きしとんですけども、実際に行かれて聞こえたのかどうか、部長にお尋ねしたいんですけど。

三宅危機管理部長

9月11日のJ—ALERTの伝達訓練につきましては、そうした聞こえにくい事例があるのではないかというお話もお聞きしておりましたので、私自身も現地に参りまして聞き取りを行ってみました。音声については、発信をしているというのは確認をいたしましたけれども、なかなか詳細については聞き取りにくいというのが現状ではございました。ただ、こうした屋外の同報無線については、やはりそれぞれの地域の地形であるとか、建物

の状況あるいは交通の状況,いろんな要素でなかなか全ての場所で同じように聞こえるかどうかというのは、非常に難しいというのが各市町村共通の課題でございます。そういう中で特にマリンピアにつきましては、多くの方が平日働いておいでるということなんで、情報伝達をしっかりやらなければいけないと、そういう面で確認をしたんですが、若干聞き取りにくいという状況でございました。

笠井委員

わざわざマリンピアまで行って、確認してもらったということなんですけども、確認するだけではやっぱりだめなんですね。同報無線とか防災無線というのは聞こえて初めて値打ちがあるもので、聞こえなければ鉄塔が立っとるだけなんですよね。本当に部長が確認されて、聞こえない、聞き取りにくいというのであれば、やっぱり改善策を考えなきゃいけないと思うんです。そこで、例えば同報無線が各市町村で設置したものであるならば、やっぱり県として市町村に指導しなきゃいけない立場にあると思うんですけども、何かされましたか。

三宅危機管理部長

当日の状況につきましては、該当する徳島市に対しまして、その状況をお伝えをして、 今後どのように対応していかれるのかという御意見をお聞きいたしております。

笠井委員

意見を聞いただけなんですか。意見を聞いて、こうしよう、ああしようという御感想は ありませんか。

三宅危機管理部長

先ほど、御答弁申しましたように、各市町村の個々の地域によって、なかなか聞き取りにくいところがあるというのは県下全域に共通の課題だろうと思います。そうした中ですけれども、特に徳島市の場合は多くの課題を抱えていると考えておりますので、そうした状況もお伝えし、市としての取組もお聞きをしてまいりました。御承知のとおり、徳島市におきましては本年9月議会で防災ラジオというのを新たに導入して、いろんな情報手段を通じて、より確実な伝達に努めるというような方向も私どももお聞きをいたしまして、そういう中で県といたしましては、その地域の特性に合った、できるだけ確実な伝達ができるように、是非ともしっかりお願いしたいということはお伝え申したところでございます。

笠井委員

努力をしていただいているのは認めたいと思いますけども、やっぱり努力だけではだめなんですね、結果が出ないと。まして、とくしまゼロ作戦ということを知事が言っている

限りは、一人でも多くの人命を助けなきゃいけないという中で、同報無線とか防災無線が聞こえないと本当に意味がないわけなんですね。先ほどの部長の答弁では、徳島市も広いし聞こえない所もあると。だから、聞こえない所があると分かった所、そういう所からでも先に新たに同報無線のマイクを増やすとか、あるいは対策をとっていかなきゃいけないと思うんですけども、それに対して県は口出すだけで、補助金出したるけん、ほなやりませんかやいうふうな誘導というか、指導というのはないんですか。

三宅危機管理部長

市町村の防災行政無線,いわゆる同報無線の整備につきましては,一義的に市町村でしっかり整備していただくということで,それについての財源制度につきましても,例えば地方債で交付税措置を行うといった全国的な制度は決まっております。そういう中で,各市町村で工夫を凝らして整備していただいておるんですけれども,今回のような状況については,私どもも市町村とできる限り連携を密にして,複数の伝達手段の確保,あるいはおっしゃるような聞き取りにくい場合にどういった対応をしていくかということは,今後とも協議を続けさせていただいて,県としてもできる限りの努力はしてまいりたいと考えております。

笠井委員

努力をするということで了としておきます。特に川内町あるいはマリンピア、あっちのほうは非常に昼間の人口も多いですし、一旦災害が起こりますと、非常に甚大な被害になると思うんです。そういう所は特に県からも指導し、徳島市とも十分話してもらって、できるだけ早く皆さんに周知できるように、今後なお一層の努力を続けていただきたいなと思います。以上で終わります。

岡本委員

今日,台風が来るみたいな感じだったんですが,ちょっと向こうに行っています。正木 ダムというのが勝浦川水系にはありますよね。一番小さな川じゃないんだけど,勝浦川っ て川の幅が非常に狭くて,水が出るとどんと来るという状況の中にあるんです。私,町議 会議員の時には大分この勉強を毎日のようにしたんですが,最近全体に,正木ダムの効能 とか調節機能とか,ダムができて本当に良かったんですよ,すごい良かったんだけど,住 民も上勝,勝浦,徳島市,小松島と,みんなちょっとね,ダムでちゃんと治まってるから,なんとなく安心してるのかなと思います。

それで、昨日からすごい台風のニュースがいっぱい流れて、今日はちょっと向こうに行くっていう話なんだけど、私は、台風が来ると大体その危険な所は先に一応巡回します。 エリアのとこね、私の。今こういう状況の中で正木ダムは何をどうしているのか、どういう形で予備放流をするのか。その辺、今現在の話。台風がどうなるか分からないけど、状況によってどんな行動に変わるのか、その辺のごく普通の話を分かる範囲で結構です。

片岡防災減災担当室長

正木ダムの洪水調節についての御質問かと思います。洪水時におけますダムの運用は、 ダムごとにあらかじめ定めた操作規則にのっとり操作することになっております。それで、 正木ダムでは、台風などによりまして大きな出水が予測される場合には、洪水に備えて予 備放流を行います。あらかじめ水位を下げて、洪水調節を行うということを基本にしております。具体的に申しますと、流入量が毎秒500トンに達した後、毎秒500トンを超える 流量について65パーセントを貯留する定率放流というのを行います。それで、放流量が毎 秒850トンに達した以降は、これを最大流量とします定量放流を行うこととしております。

岡本委員

ここに書いてあるとおり答弁いただきました。そうですね。おっしゃるとおりなんです。でも、住民とか、この防災委員会もそうだけど、台風が来よる、テレビにいっぱい出てて、どんなときにどないなるんかなという素朴な疑問なんですよね。だから今現在、正木ダムは何をしているのかといえば、多分、いろんな気象情報とかいっぱい集めてやっているんでしょうね。昨日現在のダムの水位というのをやっているんでしょうね。私が答弁する話じゃないんだけど、多分そうやと思うんですよ、今現在ね。そしたら、今お話があったとおり、予備放流するんやけど、数字的にはそうなんよね。でも、テレビとか台風の動きで言うたら、もうちょっと具体的に分かりやすく、どんなときに予備放流するんでしょうか。

片岡防災減災担当室長

正木ダムの予備放流についての御質問でございます。正木ダムでは操作細則というのを 定めてございまして、その中で、まず一つ目として、降雨に関する注意報又は警報が発せ られまして、かつ洪水が予測されるとき。二つ目としまして、台風の中心が剣山から半径 650 キロメートルの範囲に達し、かつ流域平均連続雨量が10ミリメートルに達し、更に降 雨が続くと予想されるとき。三つ目は、台風はそれよりも遠い所におるんですけども、流 域平均連続雨量が60ミリメートルに達し、かつ洪水が予測されるときというふうになって ございます。

岡本委員

まあ、それはいいわ。そしたら、その予備放流をするというのは、誰がどこでどう決断 するんですか。

片岡防災減災担当室長

予備放流についての御質問でございます。予備放流につきましては、まずダムのほうで 降雨であるとか流入量、ダムの貯水位、下流の水位なんかも見ながら、予備放流をする時 期というのを決断いたします。それが砂防防災課のほうに上がってまいります。それでオ ーケーであれば予備放流をするということになります。予備放流に関する情報をその時に 関係機関あるいはマスコミ等にお流しするという措置を行います。具体的に言いますと、 上勝町であるとか勝浦町、徳島市消防局、小松島市消防本部などに放流を決定した時に通 知しています。

後,参考ですけども,流入量が毎秒100トンであるとか,300トンであるとか,500トンの各段階においても通報するということになっています。マスコミに対しましては,具体的に言いますとNHK徳島放送局,四国放送,四国放送ラジオ局,FM徳島に情報を流しているという状況でございます。

岡本委員

正木ダムからいろんな情報があって、砂防防災課に来て決断するというのは、砂防防災 課長が決断するという理解でいいんですかね。それでいいんだよね。

今,台風が近づいているじゃないですか。それで、雨がこれくらい降ったら、ばんとなる。これ難しいんやけど、何回も言うけど正木ダムって小さいんでね。ほなけど、雨はぼんぼん降るんです。全国ニュースで福原旭ってよう言うんですね。まさに福原旭は正木ダムがちゃんとする所なんです。降る量とか一番分かりやすいんは、雨が全然降らんかったら、何ぼ降ったらダムの放流をするんですかっていう話になるんやけど、それは無理やけんね、計算上ね。それで、今の話で、今からどのくらい雨が降って、どうなったら放流になるのって、なんとなく世間一般的には分かりにくいんよ。過去の例でいいけん。ほんまは出してほしいんやけど、難しいけんね。大体でええよ。大体、雨が降り出して、何時間後くらい、1日もかからんけんね、ほしたら何か出さないかん、もうアッパーですよっていうような話になるんですよね。一般の人が分かるような話を簡単にしてください。

片岡防災減災担当室長

ダムの貯水位は、雨量もそうなんですけど、その雨がどういう時間分布で降るか、どの地点に降るかによって、実はダムまでの到達時間というのが変わってまいります。参考に申し上げますと、平成23年に大きな出水がございました。平成23年9月の洪水ですと、上流平均の総雨量が969ミリでございます。その時に貯水位が181.9メートル、大体21メートルほど貯水位が上昇したということでございます。ただ、その時間については、先ほど言いましたように、降り方によってかなり差がありますものですから、今データはございません。

もう一つ,23年の7月19日にも洪水がございました。その時は上流平均の総雨量が850 ミリでございまして,貯水位が標高で179.5メートル,上昇分が18.2メートルという状況 でございます。

岡本委員

何時間後って大体、僕分かるんですよ。そうでないと非常に困るんで。ただ、そっちは

正確なことでないと言えんと思うんで、まあ分かる。そしたら、ダムで放流を開始したら、勝浦川っていろんな地点があるんやけど、例えば横瀬橋、勝浦町の、それから沼江の不動前、一番危ない所、それから徳島市の沖野、それから小松島市の田浦、それと前原、5か所ぐらい。今から放流しますと何分後に、今言った地点で何メートル上がるんですか、何ぼ放流したら。

片岡防災減災担当室長

洪水の到達時間についての御質問でございます。正木ダムで放流した流量が横瀬に達するまでに約1時間。次に、沼江ですと1.5時間、徳島市の沖野ですと1.8時間、田浦の堰、井口ですけど約2時間。治水基準点の江田というのがございますが、そこですと2.5時間から3時間という状況でございます。

岡本委員

どのくらい増えるかというのも本当は要るんですが、なんでこんな質問をしているかというと、最初にいろいろ言っていただいたよね、いろいろ周知しています、いろいろやっていますって。例えばサイレンがあって、放流の周知の車が回ってくるんよね。それで、たまたま住民の人が何時間後にどのくらい増えるんでって聞くんですね。基本的にそれ答弁ないです、はっきり言ってね。今の御答弁というのは、時間は分かったけど、役場もこんな放流したら、このぐらいの時間にこのぐらい水が増えるわなやいうのは十分理解できんのです。難しいですよ、実はね。難しいんだけど、我々が町議の時は、こんな危機管理はなかったけんね。今だったら難しいんは分かってるから、答弁はいいんやけど、やっぱりある程度シミュレーションやって、こうなったらこうなるよっていうんは、下流の人には言っといていただきたいなと思うんです。もう一回言うけど、僕、次の11月議会の代表質問でこれ言おうと思ってるんですが、難しいんですよ、この計算ね。難しいんだけど、そのためにこの委員会があって、危機管理部とかいろんな人が一緒にやってるんだろうなって思います。これはちょっと頑張ってくださいね。ある程度、こうだったらこうなんよっていうのを分かるようにしていただければ有り難いなって思います。

それで、たまたま竹岡課長さんが小松島におる時だったんですが、小松島の田浦と前原の人に正木ダムができて初めて避難勧告が出たのが2年前です。大変なことになったんです。それはどういう状況の中で、小松島の田浦、前原に避難勧告というのは行くんかな。さっきの話でしたら大体分かるんやけど、どっかが決断して行くんでしょうが、何回も言うけど、笠井委員の気象庁の話とはまた違うんです。正木ダムというのがあって、そこで調整をして水が流れてきて、なおかつアウトなんよ。それってどんなふうに流れていったんでしょうか。

森河川振興課長

勝浦川におけます洪水の避難の情報伝達というふうな御質問でございます。勝浦川にお

きましては平成18年度に洪水予報河川に指定してございます。この洪水予報河川につきましては、ちょっと遡りますけれども、平成16年の水防法の改正におきまして、水害時の情報提供の充実ということを目的として設置された制度でございまして、県下では勝浦川だけが指定となってございます。

それで、平成18年の指定後、過去に6回ほど洪水予報を行っておりまして、3時間後にどのくらいの水位になるかというふうな予報をしてございます。その中で5段階のレベルで水位を設定しているんですけれども、その中のレベル2といいまして、氾濫注意水位という水位に達したときに、徳島県から水防管理者であります徳島市あるいは小松島市のほうに情報伝達をさせていただきます。その情報伝達を受けまして、地元水防管理者であります徳島市あるいは小松島市が避難を指示するとか、あるいはどういうような行動をとっていただくというような判断をしていただきまして、それぞれ住民の方に周知していただくというような順序になってございます。

すみません, 県内におきましては私, 勝浦川だけが洪水予報河川と申しましたけれども, 国直轄におきましては吉野川, 那賀川におきましても洪水予報をしていただいておりまして, 県下全体では先ほど申した勝浦川を合わせまして, 3河川で洪水予報を行っているという状況でございます。追加させていただきます。

岡本委員

今,後で答弁していただいた件は,私が言ったんやけど,吉野川と那賀川ばっかりテレビで出るんよ。勝浦川は一番危なくても出なかったんですよ。それはないんじゃないのって。ただ,県で一つというのは,吉野川と那賀川は県の管理じゃないからね。県では勝浦川が管理している所だというので,あれは本会議で質問したと思うんやけどね,それでやっと勝浦川も流れるようになって,でもそれ以降あんまりないんやけどね。確かに三つあります。例えば海部川とかも,なんかそんなふうにやったらいいんじゃないかなって思います。何回もさっきから言ってるけど,やっぱりテレビばっかり見てるんよ。災害が起こったら,みんなテレビ見とるんよ。よう言われたんですよ,那賀川と吉野川はテロップで出よんのに,目の前見たら勝浦川のほうがすごいでと。いっちょも出えへんでって,よく怒られたんです。2年ぐらいかかったけどね,それをしてもらうのに。そんなことがありました。これは答弁しにくいことをいっぱい聞いてるんで,いいんですが。

最初に戻るんやけど、サイレンが鳴るんですね、正木ダムで予備放流する、放流するっていうときにね。それで、徳島市の人が関係が大きいんやけど、徳島市の飯谷小学校の真ん前。あんな所、多分ないと思うんやけど県下にも。サイレンが鳴るじゃないですか。サイレンの警報局っていうんがわって鳴る。そこを上まで持ち上げてないと危ないでしょ。基礎が高いね、今朝、通りながら見たんやけど。3メートル50か、4メートルくらいあって、この辺にあるんよ。県道があって、たんぼの中にこれがあるんよ。多分4メートルくらいあるんかな、あれ。その上に立っとんよ。もう一つ大きいのは、徳島市沖野も県道の位置から高い柱があって、その上にあるんよ。これよく分からんのやけど、多分、昔そこ

まで水が来たっていうことなんかなって思うんやけど、これってどういう基準であんなになっとんかな。普通の所は道路の所に同じようにあるんです、こんなんね。多分あれ全国でも珍しいん違うかなと思って。何か基準があるんですか、あれ。

片岡防災減災担当室長

正木ダムの警報局についての御質問でございます。現在、警報局は26局ございますが、いずれも当時の設計基準に見合ったものだというふうに考えております。委員御質問の、なぜ高いんですかということについては、恐らく洪水によって水が乗るというのもありましょうし、構造基準を満たす中で、経済的にどれが安いのかというような観点での検討も恐らくされたんじゃないかなというふうに思います。詳細については資料もございませんので、現時点でお答えするのは難しいということで御理解いただきたいと思います。

岡本委員

ダムと同時にできとんよ。ほなけん、これ難しいけど、地元の人が言うのは、飯谷とか 沖野の人が昔はあそこまで水が来よったけんなって。はるかあそこなんですよ。集落も何もなくなる、道路も3メートルぐらい下にあるとかね。そんな状況の中にそれがあるんです。ほんで今日、通りながら1回止まって見たんよ。その柱が細いんよな。あれって時期が時期やけん、耐震はやってないんかなって思いながら見てきたんで。これも難しいけど、分かる範囲で。

片岡防災減災担当室長

ダム設備の耐震についての御質問かと思います。現在、南海トラフの巨大地震の発生も 危惧されておりまして、ダムについての耐震というのは重要なことだというふうに考えて おります。現在、ダム本体の耐震については性能調査をやっているところでございますが、 警報局については資料がございませんので、御理解いただきたいと思います。

岡本委員

多分そうだと思いました。でも、それ多分やったほうがいいね。森田委員も言よるけど、 あの警報のサイレンがものすごい効果を発揮するんです。すごい音するけんね。みんな、 あれは本当にすごい効果を発揮してると思います。でも、それが飛んだらもう終わりやけ んね。アウトだから。それで、今話があったんだけど、正木ダムの本体は今やっているん ですかね。これは何で言うかって、上勝の住民とか小松島の人も言よんやけど、あの正木 ダムってもつんえ、もうそろそろ危ないなや言う人もおるんですが、それはやっていただ いているんですか。

片岡防災減災担当室長

ダム本体の耐震性能についての御質問でございます。先ほどお答えをさせていただきま

したとおり、本体については現在、耐震性能の調査を行っております。

岡本委員

じゃあ、それは早く耐震化していただきたいと思います。ただ、あの辺のよく事情を知っている人は、ダム本体の横の山が危ないと。それは地域の人が言っている話ですから、せっかくですから、耐震の時にそのことも含めてやっていただいたら。いろいろやっていただいとんですよ、今までもね。でも、西沢委員長じゃないけど、何かだんだん心配になってくる。いろいろ難しい面いっぱいあるんだけど、せっかくのこの委員会なんで、その辺よく頑張っていただいて、できるだけいい方向でできるように、みんなが安心できるようにしてください。

特に、これも難しいかも分からんけどね、小松島の田浦っていう地域で去年ぐらいから、堤防があって、川がこっちですよ、堤防の内側の所のたんぼが、ぼっこぼっこぼっこ、もう非常なことになっとんです。地域住民が生活できんわっていうぐらいの。これは多分、御存じだと思うんやけど、なっているんですよね。ほんまに危ない。金も今付けていただいとんですが、あれがぼんといったら、小松島3分の2ぐらいアウトかなということになりますが、そこに第十堰じゃないんだけど、勝浦川でいうと正に第十堰の田浦堰というのがあるんです。たまたま昨日整理しよったら、平成19年2月の議会で私が質問をして、当時の小池部長からそのことについていろいろ答弁いただいています。これは次の11月議会で代表質問しますけどね。五、六年たっとるよね。この答弁からあまり進んでないかもしれないので、これは正直に言ってくださいね。もう分からんかったら分からん、進んでなかったら進んでないでいいんですが、僕はあえてこの答弁は読み上げんけん。これを読んでくれてもいいけど、お願いします。

森河川振興課長

勝浦川にございます田浦堰の整備についての御質問でございます。勝浦川の整備につきましては、河口から上流へ向けて約10キロ間の整備を進めておりまして、そのうち約1キロ弱がまだ整備が残っておるという状況でございます。御質問の田浦堰につきましては、その未整備区間の中に入ってございまして、河川の整備と併せまして、田浦堰の改築を行うという計画になってございます。それで、田浦堰の改築の今の状況でございますけれども、委員の御質問の中にもございましたけれども、以前から事前調査を行っておりまして、関係機関の方々との調整を進めておるというところでございまして、まだ今、協議調整中というところでございます。

岡本委員

小池部長の5年か6年前の答弁は、河川改修を早期に完了してやりたいということにはなってます。この前6月の時にもいろいろ質問して、まさにそこから下、要するに津波が来てぼんとなったら、それから下の堤防は破堤するということになってるんやけど、勝浦

川の全体の小松島市、徳島市に特に一番関係があるんですが、それを見た時に、さっき言った吉野川の第十堰じゃないけど、正にこの堰が全てなんですね、勝浦川の災害をちゃんとするということは。農林はおいでると思うんですが、これって不思議なことに、土木では田浦堰って言う、農林サイドは井口堰って、同じ堰です。その調整を十分にしていただいて、これを解決しない限り、小松島や徳島の丈六の辺りの人はゆっくり眠れんなという状況の中にあるということを御理解いただいて、今もろもろ言ってきたことは、11月の本会議の質問にしようと思っていますので、まだちょっと期間があるので十分に考えとってください。

もう一つ,これは昨年の9月議会の代表質問で,防災減災の条例もいいんだけど,基金を知事作ったらどうですかという提案をさせていただきました。知事からいろいろ答弁を頂いたんですが,それは非常にいいことやけんやるわと言うていただいて,やってるんですが,たしか僕が質問して,すぐに作って10億円ぐらい積んでくれましたよね。これって今現在,多分30億だと思うんやけどね,幾らになって,知事が言った答弁のとおりの運用になっているのかどうか,それってどんなふうに今なっていますか。

竹岡南海地震防災課長

県の震災対策基金への積立金の内容とその額でございますけれども、県の震災対策基金につきましては昨年11月定例会におきまして、南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の制定と併せまして、創設されたところでございます。基金の積立てにつきましては、県民の皆様の防災意識の向上や、宝くじの収益の一部を原資としているところから、その参加機運を高めていただくということになりまして、作られたものと認識しております。

この基金は、当面は一定の規模が確保できるまで取崩しを行わず、毎年着実に積立てを 行っていくというふうに聞いておりまして、今現在30億円を積み立てたというふうになっ ております。この基金の活用策といたしましては、南海トラフの巨大地震や中央構造線を 震源とする直下型地震をはじめとした震災に対する予防対策のみならず、震災が発生した 場合の応急対策、復旧、復興、こういった対策に係る事業にも活用するというふうにされ ておるところでございます。

岡本委員

もう終わりますが、今30億円で、多分50億円ぐらいまでいこうかなって知事からは聞い とんやけど、頑張ってください、これは。それで、いろんな災害が起こったとき、災害が 何かあって、いろんな地震津波とかがあっても、国からくれるときってなんとなく全部フ リーじゃないよね。若干これがないと使えないという金が多いのよ。だから、この基金が あると御理解くださいね。そうじゃないと意味がないんですね。そこがポイントであって、 30億円あればなんとかいくんですが、できたら50億円ぐらいにしていただいて。昔、僕は しっかり防災といって、10億円、それも提案させてもらったんやけど、やっぱりみんなが 宝くじを買って、みんなの力で防災をやってるっていうことになるんで、それは十分頑張ってください。

もう一つは元の話に戻るんですが、例えば川が氾濫してダムが放流したときに、道路が 漬かるんよね。水に漬かって通れなくなる。そういうときって県はどういう対応をしてい るんですかって思うんやけど、これはあえて聞かんのですが、県はあらかじめ決めている 業者の所に電話をするんです。そしたらその人が行くんです。その人がすっと行って、な かなか県もようけあるけん行けんのよ。ほんで僕はそのとき行くんやけど、お巡りさんは 必ず来ます。消防も来ます。県は電話です。ほんで地元の契約をしている業者さんが来る と。それはそれでいいんですよね。そうしないと県は当然来れんけど、やっぱりそのやり 方というのは、いろいろいっぱいあるんで、上手くやっていただいてできたらいいなと。 そのことも、例えば市町村の役所で見ると、こことここは県が電話をして、どこそこの業 者がしてくれるんやっていうのは意外と分かってないですね。消防とかぶったりね。その 辺も整理をしていただいたらいいのかなって思います。

いっぱいあるんやけど、とにかく川はほんまに分からんのでね。今日こんなんやけど、ここでほとんど雨降ってなくても、例えばさっき言うた福原旭でいっぱい降りよったら、徳島や小松島は変わるし、小松島が晴れとっても、徳島が晴れとっても、上勝で雨が降ったら川は確実に濁るけんね。49.636キロです、勝浦川は。その全体の中でいろんなことを考えて、何回も言うけど、これは防災の委員会ですからね。そんな方向でみんなが力を合わせて、農林も土木も全ての人が一緒になって、頑張ってほしいと思いますので、お願いします。終わります。

森本委員

今日、お配りいただいた地域防災計画の修正概要の中で、原子力災害対策というのを8番目として入れられました。これは当たり前のことで、最初から入ってなかったのが、私はちょっと驚いとったんですけど、当然入ったわけであります。東京電力の福島第一原発の事故のその後の概要、当時の混乱状態、そういうのを踏まえて、こういうのを私は作られたんだと思っております。しかしながら、ざっとさっきからずっと読んでたんですけどね、一番やっぱり気になる部分がありまして、原子力業者との連携、そういうのが書かれていますよね。四国電力株式会社との連携、県は原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から四国電力株式会社と緊密な情報交換や意見交換をするということが書かれておりますけども、改めて問いただしたいことがたくさんあります。

愛媛県が四国電力と結んでいる原子力安全協定,これを徳島県も結びたいと,そういう申入れを飯泉知事がされました。1回か2回されました。議会でも私も本会議で何回も言いましたけども,これはもう完全に拒否しとるわけよね,簡単に。検討の結果じゃないんだよな,彼らの言い分は。そして,申し訳程度に幾つ幾つ以上の事故が起こったら速やかに連絡をすると言いながら,それも先日はできなかったよね。それも,謝りに来たのも総

務部長かなんかだって、また支店長を寄こすように議会で言って、これからそういうこと になったということなんですけどね。そういう今までの状況を見たら、非常にこの辺が不 安なわけなんですよ。

それと、やっぱり原発事故。本県から伊方原発は百数十キロ離れていると、非常にのんびりしたことが書かれておりますけれども、やっぱり日本の原発で一番日本列島にとって危険と言われとんが玄海と伊方なんです。それはなぜかといったら、日本は一年中偏西風が吹いているから、非常にすごいスピードで列島を放射能の雲が覆ってしまうということが言われております。福島第一原発については東海岸だったために、本土内への放射能の拡散が幸いなことに広がらなかった部分があるんですけど、あれよりも伊方、玄海がやっぱり危険だということを専門家が言っているのは、私はそのとおりだなと思っております。こうした中で、いつどういう状況で誰がどのぐらい調べて作ったのか私は分かりませんけども、非常に簡単だなというようなイメージを受けました。福島第一原発の教訓があんまり生かされたものじゃないなというような。これは分かりませんよ、中身。これから皆さんがどうやって実際に活用していくかということが大事な部分ですからね。しかしながら、あの時一番問題になった、例えば飯館村、一番放射能の濃い飯館村へ多くの方が逃げてしまった。これは、当時の政権がSPEEDIという飛散状況を知らせる資料を隠したからで、そういうことでああいう大きな被害が出た。そうした国との関係というのも非常にこの内容は薄いし、これは私はあんまりやな。

だから、それ以前の問題として四国電力に安全協定を蹴られて、実際、緊密な意見交換をしていくって、これ書いとるだけで、向こうにその気がなかったらしようがないよな、こっちはこんだけ思っても。やっぱり知事なんかは非常にこの頃、毅然とやってますよ、四電に対してはね。この前の値上げに関して、ニュースで千葉社長を叱責していましたよ、強い口調で。そういう流れの中で、やっぱり国策企業として、今まで電力会社というのは行政なんかより上のような感覚で私はおったんでないかなと思うんよね、東京電力のその後の対応を見ても。四国電力しかり。値上げで一方的に20パーセント上げると言って来るときみたいなね。これは飯泉知事がああいう形で知事室で非常に憤りをもって怒ったのがニュースでも流れました。その結果、入札もするぞというので、立場はだんだん変わってきましたけどもね。この中で、やっぱりこれはちょっと弱いな。安全協定のことでもやっぱり触れるべきだなと思う。安全協定などを今後結ぶ方向でとかね。だから、意見交換するったって、する相手ちゃうよ、これ今まで。だって、言いながら、大事な話をまた言いませんでしたっていうのがあったでしょ、この前。この点、これ作った時のお話をちょっとお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

楠本危機管理政策課長

この原子力対策,地域防災計画を策定した若干の流れでございますが,まず法律上,災害対策基本法の中で津波災害でありますとか,そういった災害が規定されておりまして,その災対法の中ではその他政令で定めると。政令の中で大量の放射能の放出という災害も

災対法の中に入っております。ただし、原子力防災対策特別措置法、これに具体的な政府が訓練を行うとか、原子力事業者の責務というのが定められておりまして、一番の対応というのは原子力事業者の責務が大きく、それと国となっております。後、地方公共団体につきましては、これも災害対策基本計画というのを政府が作りまして、その中で法定計画の地域防災計画については、重点地域を含むということで、従来でしたら5から10キロということで、従来EPZと呼ばれていました10キロ圏内ぐらいの市町村とか都道府県が作るというのがありまして、今回、東日本大震災を受けまして、UPZ30キロ圏内を含む都道府県でありますとか、そういう所が法律上は地域防災計画を原子力対策で作るということになっております。

ただし、委員の御指摘がありましたように、東日本大震災で、特に爆発といいますか、 風によっていわゆるプルームという塊が飛んで、放射性物質が飛散したという事例もございまして、県におきましては東日本大震災を受けまして、県庁の組織である原子力企画員室と、それから細かく地域防災計画に入っておりませんが、現在、対処指針、モニタリングによります対応とか、それと委員がおっしゃる四国電力の伝達は、県で伊方原子力発電所の異常に係る情報伝達対応マニュアルというのを策定しております。ただ、これはおっしゃるとおり、県が決めているものでございます。法的に言えば、四国電力を縛るものではございません。

ということもございましたので、地域防災計画は法定計画ですので、これは県の内部だけじゃなく、当然四国電力も縛るようになりますので、地域防災計画の中で現在ある対応マニュアルを位置付けるということで、四国電力に対しても、県が一方的に定めて言うて来いよというものではなくて、法定計画の中で今回位置付ける目的もございまして、きっちりと地域防災計画の中で、四国電力も夜間であろうと 365 日、そういう伝達というのを確実にするように法定計画に今回初めて位置付けたというものでございます。

森本委員

今いろいろお話を聞きました。私いつも思うんだけど、やっぱり放射能に関しては法律だけで簡単にくくれない問題というのが非常にあって、例えば30キロうんぬんという話がこれ出るんですよね、10キロから30キロ。やっぱり福島と伊方では全然状況が違う。なぜかというたら、福島第一原発は東側は海しかないんですよね。だけど、やっぱり専門家が危険だと言っている玄海、伊方が一番日本で危ないんですよ。危ないというのは事故が起こる可能性じゃなくて、起こった場合の危険性で伊方、玄海というのは、やっぱり偏西風。飛行機に乗ったら分かるよな、どのくらい強い偏西風が吹いているかっていうのが、日本列島は。

そういう意味で、東京まで放射能のベルトで覆われてしまうぞという意味で言うとるわけだから、やっぱり私は、行政として県民の命を守る、安全を守るためには、法律を超えた対応というのを県には考えていただきたいなと思うんですけどもね。あくまで国がどうのとか、地域防災計画がどうとか、そうしたものを超えるぐらいのやつをやっていかない

かんなと思うし、これから四国電力も法律でくくられるというんですけども、さあどうかなというのが私の一番の思いですね。今までの県との彼らの対応を見たら、非常になめた 形が多かったよね、これまでもね。

だから、そういう意味でやっぱり四国電力は、私たち徳島県も四つの県のうちの一つとして、我々が一番の消費者なんですから、行政が彼らの下になったら絶対にいかんわけやし、非常に危険なものを抱えとるわけやしね、彼らも。だから、それをやっぱり四国全体、徳島県も強い気持ちで、私は管理、支配をしていかないかんのではないかなと思っております。知事の震災瓦れきの受入れに係る件以降の対応を見ても、知事は十分、原発に対しては非常に全国の知事の中でも認識の深いほうだと、この点は非常に高く評価をしているんですけどもね。やっぱりそのあたり、県のプロの皆さんが御認識いただいて、原子力の怖さというかな、それを肝に銘じた対応をしていただきたいなと。

こうした文章ができたから、もうこれで終わるっていうんでは絶対いかんしね。やっぱり一つ一つ検証もしていかないかんし、前の一般質問でオンリーワンなんじゃらって名前ができたら、これで仕事終了っておもっしょいことを言よる人間がおりましたけども、私はこういう第8部ができましたよだけではいかん。これ書いてあること、やっぱり一つ一つ実証していただきたいな。例えば事故が起こった場合、放射能がいかにこの徳島県に百数十キロ、何時間で到達するかとか、こんなこともやっぱり専門家とともに検証していかないかんことじゃないかな。それがないことには、これ全く役に立たんのよね。事故があった場合、放射能はどのくらいで徳島県に到達するか、これは非常に大事なことやね。後、文科省のSPEEDIをどのように活用するか、国との連携をそういう部分でもどうするか、非常に大事な部分なんで、この書いた文章が絵に描いた餅に終わらないように、十二分に。ほかのことは結構厳しく、いろいろ検証したり訓練もされていますからね。電力会社とともに徳島県が当然指導する形で、私はこれからも一つ一つやっていただきたい。これは本当に心から強くお願いをいたします。

それと、後一点だけ。現場の県の方からよく言われたことがあって、各地で今、防災訓練が盛んですよね。うちなんか、町内会でもしょっちゅうやってますよ。東消防署の方が。県南のほうでも南部県民局に聞いたら、相当やっぱり海部から阿南にかけて訓練をやられておる。ほなけど、メンバーがいつも一緒なんよなというのを行政の人から聞きます。これは団長もおいでるけど、うちもほうなんよね。毎回、同じじいさんがわっと顔をそろえて、ほかにおる何千人のじいさん、ばあさんは大丈夫かなというのが私の最近の心配でありまして、やっぱりうちの地域でも、避難場所というのは確定をこの前いたしました。ここに住んでる人はどの建物、具体的な建物名まで全戸に配布をして、実は町内と市の消防と徳島大学と合同で避難場所というのを我々半年ぐらいかけて、1年ぐらいかけたかな、地元で研究をいたしまして、どの建物、どのマンション、誰々さんはどこ、6,000人、7,000人近く住んどんですけども、それを全部最近決めたところなんです。

しかしながら、訓練が非常に大事で、お年寄りが多くてシチュエーションが、これ家に おって家族がおる時だけちゃうんよね。だから、夜中であるか、あるいは昼であるかでも 全然違ってくるんで、やっぱりこの訓練、体で逃走経路を覚える、これ私は非常に大事だと、岩手の中学生じゃないですけどね。この件、やっぱり行政が、これ徳島市だったら徳島市にお願いしたらいいんだけど、県がやっぱり全市町村、森田団長とともに強く啓発をしていただきたいんですけども、そんな方法はございますでしょうか。現状とお願いします。

左倉防災人材育成センター所長

森本委員から避難訓練について何点か御質問を頂きました。委員の言われるとおり、地震はいつ来るか分かりません。地域におきましては夜間の避難訓練をはじめ、いろんなケースを想定した避難訓練を実施いたしまして、できるだけ多くの住民の方が参加し、避難行動を体で覚えてもらうことが必要であると認識いたしております。

このため、県におきましては県職員が地域に出向きまして、「とくしま-0 (ゼロ)作戦」防災出前講座におきまして、そういったことを十分周知、啓発しているところでございます。さらに、忙しいサラリーマンの方には夜間防災セミナー、それから子育て中の女性の方には、ママと考える防災カフェ、それから高齢者の皆さんについてはシルバー大学校における防災講座など、幅広い県民の皆さんに防災啓発の機会を確保する中で、防災訓練の必要性や重要性を啓発しているところでございます。また、訓練の実施に当たりましては、学校の体育館などで実際に一晩泊まって避難所生活を体験する、夜間に地域の一時避難所まで避難路を使って避難してみるなど、より実践的な訓練をする必要があると考えております。

そこで、本県におけます夜間訓練に関する取組を一部紹介いたしますと、平成23年9月に阿南市橘地区で約1,000人が参加した夜間訓練を行っております。それから昨年度、松茂町では蓄電式のLED夜間照明を30基整備し、県から補助しております。これは普段、太陽光で蓄電をいたしまして、いざ発災の時が夜であったら、電気がつきまして、避難所のほうに誘導するというふうなものございます。

それから、防災センターのほうでは親子避難所体験キャンプなども実施しておるところでございます。それと、やはり防災訓練については、つらいもんだとか、休日返上だとか、動員せないかんとかいったものでありましたら効果が余りございません。そこで、訓練に多くの人に参加していただくために、例えば運動会とか地域の祭りなど、普段の行事の延長、これを県のほうでは普段使いというふうに申しておりますけれども、そういったものの中で行う。それから、例えば美波町で取り組んでおりますけれども、遊山箱を持って避難訓練を行うなど、そういった楽しみながら防災に取り組むといった視点も重要かと思います。

ちょうど今年度,県が公表いたしました南海トラフ巨大地震の新しい被害想定を踏まえまして,地域における自主防災活動の参考となる自主防災組織活動マニュアル,平成18年度に作った物を今,改定作業中でございます。議員の御意見も踏まえまして,この活動マニュアルに自主防災組織における創意工夫を凝らした防災訓練の活動例,これを幅広く紹

介し、地域の参加者が被災をイメージでき、またできるだけ多くの人に参加してもらえるよう、地域で実践的な防災活動の参考となる内容に見直し、広く県民の皆さんに啓発したいと考えております。

森本委員

なんか準備いただいたような答弁、詳しくありがとうございました。皆さん多分、分かっておられると思いますが、これは本当にメンバーが一緒だったら、参加してない人の死亡率って非常に高くなるんじゃないかなというような心配を私自身もしております。出てこれない人の中では、相当高齢化の中で足腰の悪い方もいらっしゃるので、そんな皆さんに逃げていただく訓練の方法というのも、これからいろいろ考えていっていただきたいなと思っております。今お話を聞きましたけども、一人でも多く参加できるような訓練をこれからも考えていただいて、いろんなシチュエーションをやっぱり検討いただきたいなと思っておりますし、それをできるだけメディアなどを通じて広報、啓発をしていただいたら、よろしいんじゃないかと思っております。終わります。

片岡防災減災担当室長

先ほど岡本委員から正木ダムの予備放流について御質問がございましたが、答弁漏れが ございましたので訂正をお願いいたします。予備放流の決定は東部県土整備局長が行うこ とになっております。よろしくお願いいたします。

西沢委員長

午食のため休憩いたします。(12時01分)

西沢委員長

再開いたします。(13時03分)

大西委員

午前中,森本委員さんが原子力災害対策のことについて質問をされましたけども,それに関連して,私も質問をさせていただきたいと思います。これは,森本委員さんも言われましたように,大変大切な内容であるし,当然,今後こういった内容を具体的にやっていかなきゃいけないだろうと私も思うんですけども,今日,実はこの文章を初めて御説明いただきまして,ちょっとどうなのかなと思うところが何点かありますので,それについてお聞きをしたいと思います。

まず今回,徳島県地域防災計画の中の災害対策の一つとして原子力災害対策を盛り込む ということで,その修正に一つ入ったわけでありますけども,その原子力災害対策の計画 で,対象とするものということがあります。これが,特定の原子力施設における原子力災 害は想定せず,全国の原子力施設における原子力災害を想定すると。全国のというと,か なりの数があるわけですけども、北海道や九州やっていうものが、あるいは北陸のものとか、そういったものが関係するのかなというふうに私も思いますが、その後のところで様々、2章、3章でその具体的な行動の内容を規定している中で、事前対策のところでも四国電力、関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構と明記されているんですね。そして、その緊急事態、応急対策につきましては、発電所の名前が伊方原子力発電所、高浜、大飯、美浜、敦賀の各原子力発電所、高速増殖炉研究開発センターもんじゅ、原子炉廃止措置研究開発センターふげんということが具体的に盛り込まれております。その他はこうですという規定もあるんですけども、そこで全体全てを対象にしていると言われるんでしょうけども、やはりこの1番、特に緊急事態応急対策の所にある情報の収集、連絡体制の整備の中で言われております、この具体的な固有名詞がある発電所、1番、2番の中に書かれていますけども、この1番、2番に書かれている発電所が現実的には想定されているということで、よろしゅうございますでしょうか。

楠本危機管理政策課長

まず、全国にございます原子力発電所と本県の位置でございます。まず、伊方は直線距離で言いますと県境まで約130キロ。それと高浜、福井県でございますが、ちょうど境目、県境の鳴門が約160キロというような位置関係でございます。それで、おおむね原子力発電所との全国の距離を見ますと、100キロ以内に県境はないというのは、徳島県であるとか香川県、和歌山県。それ以外は大体100キロ圏に含まれる所がございます。対応としましては、まず近距離といいますか、100キロ以上ございますが、伊方。森本委員もおっしゃったように、そういったプルームの影響がもしもあるとすれば、近い伊方。それから、距離的にいけば鳴門市などは高浜のほうが直線距離は近いようになりますので、そういった所がまずターゲットと言いますか、そうなるのと、四国電力とそういった情報の、既に通報というのをやっておりますのと、関西広域連合に関しましては福井県内のそういった原子力発電所の情報というのは入るように、具体的に関西広域連合で定めもできておりますので、まずは二つありますと。

それに関しまして、関西広域連合のほうから広域避難の計画ということで、もし高浜等で起これば、避難の受入れというのも徳島のほうへ避難されるということもありますので、そういった点を念頭に、伊方、高浜という所が徳島県としては近い所でございます。ただし、御存じのとおり、一旦大規模な災害が起これば、これはいろんな環境への汚染とかが広がりますので、その2点以外に関しましては、県としても、こっちからは両方ですが、立地県辺りに情報を取りに行くとか、国から情報を取って、そういった環境観測とかを行うようなのが全体的なターゲットとする計画となっております。

大西委員

今,御答弁いただきまして,どっちでも取れるような御答弁だと思いますけども,まず 第一義的には130キロ,160キロの伊方原子力発電所と高浜原子力発電所が具体的には想 定されるということで、ただ、ここに規定されているとおり、一応全国の原子力発電所が 対象ですよということだということです。

午前中も森本委員から指摘がありましたけども、特に伊方発電所のことについては森本委員が言われたとおりでございまして、繰返しはしませんけども、特に今回でも3ページには原子力事業者との連携ということで、四国電力株式会社との連携で、平常時から四国電力株式会社徳島支店と緊密な情報交換や意見交換により連携を深めるとともに、緊急時には確実に情報収集ができる連絡体制を整備すると、こう書いているんです。まず、やっぱりそれは確かに出先として徳島支店があるんだから、役員待遇の支店長がいるんだから、そこで窓口として情報を集めればいいということは、それは分からないでもないんですけども、何か四国電力株式会社の徳島支店と、支店と緊密な連携を取るっていうことが、あるいは、その緊急時に情報収集を得る体制を徳島支店を窓口にしてということは、やっぱり森本委員が言われているように、ちょっと体制としては弱いんではないかという気がいたします。

私も、ウイング21で伊方の中まで見学させていただきましたし、個人的にはビジターハウスというんですかね、見学者用の施設を入念にずっと見て、勉強してまいりましたけども、やはり直接ああいう所、専門的に構造も分かり、そして現状の事故はこうなってるという所と直接つながらないと、早く正確な、的確な情報は得られないんじゃないかなと思うんですよね。だから、日常的にその出先を窓口にしますよというのは、しようがないのかもしれないけども、緊急時は少なくとも直接そういった専門的な部署に連絡して、情報を得られるような体制をとりますよというところが必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

楠本危機管理政策課長

地域防災計画というのが、まず県内の各機関というのがベースになります。四国電力でいけば、後の津波対策とか、そういうのも夜間緊急連絡窓口というのが既に構築されているのが徳島支店のほうになります。それと、委員が御心配なされている点なんですが、勉強会とかそういうときには専門家を連れてきてと言ったらおかしいんですが、そういった普段のときも、原子力の専門家のほうが勉強会等は来て、情報は得るようにはなっております。それと緊急時でございますが、これは法律的なものがございまして、まず責務としては原子力事業者が対応すると同時に政府、国のほうが出てきますので、両方、国のほうからの地方公共団体への連絡と、それと私どものほうは徳島支店を通じてというのが、連絡網としては整備しとるというのがございますが、私どもとしては、いかに緊急的な情報が速やかに入るかということでの構築というのを、今後も四国電力ともお話ししながら構築していきたいと考えております。

大西委員

今後それを構築していきたいということでございますので、是非ともそれはこういうこ

と、起こってはならないことですけども、万が一起こった場合には、やっぱりそれが一番 大事ですので、それを念頭に徳島支店と協議を重ね、そういう窓口を作っていただきたい と思います。

それから、先ほど高浜原子力発電所につきましても、関西広域連合を通して高浜原子力発電所で避難が必要な原子力災害が起こったときに、その地域の方々が徳島に避難をされてこられるというようなことも、関西広域連合では一応は規定があるということを言われました。実は事前対策の中に、4ページの第3節ですが、県外からの避難者の受入れ体制の整備ということがあって、これは第1には避難所の確保ということで、県は市町村に対し、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう働きかけるとともに、その施設管理者への協力要請を行うと。

まず、この第1なんですけど、これは県が県の施設に避難されて来た方々を、例えば県立高校に収容しますよということではないんですよね、これ。あくまでも市町村が指定する避難所に県外の方を収容するんですよということですよね、多分、間違いなく。これが市町村でもう既に決まっている所がありますか。この原子力発電の事故によって、高浜って先ほど言われましたけど、高浜原子力発電所で事故が起こったときに避難してきた方が実際にいらっしゃって、その方が徳島市のどこそこの避難所で受け入れていただくということが既に決まってますというような、具体的なことというのは既に決まっているんでしょうか。それとも全くこれからやるっていうことでしょうか。どちらでしょうか。

楠本危機管理政策課長

まず、関西広域連合のほうで、高浜だけでなく原子力災害が起こった場合、この対象が全部含めて25万人程度、ちょっと詳しくは分かりませんが、30キロ圏でいけば多くの方を避難させないといけないということで、一応は当初の話では、まず兵庫県とか関西のほうで受入れ計画を立てて、それでもフォローする場合には徳島とか和歌山がっていうようなお話だったんです。具体的に避難計画を策定する上で、やっぱり避難する場合はコミュニティーが一緒に避難とか、そういうのを含めれば、兵庫県だけで受け止めるのは難しいので、現在、徳島県のほうもそういった広域避難の事前受入れの所を検討してくれという話なんで、まだ具体的に人数が何人というのも決まってはないんです。

それと、この広域避難者の受入れというのは原子力編に今回入れておりますが、これは 津波とか、逆に徳島県から避難する場合というのもございますし、特別に原子力だからと いうのはないのと。それと一応法律上、避難をさせる市町村のほうから、そこの都道府県 知事に対して県外の避難を依頼すると、そこの都道府県知事から避難先の都道府県知事に 避難をお願いすると、原則的には理由がない限り受けなければならないというのが法律で 決まっておりますので、今後、具体的な人数も決まれば当然、県有施設も含めてですが、 そういう避難者の広域的な受入れというのを市町村にもお願いするつもりでございます。 福島県からも現に東日本大震災の時に徳島へも避難されて来ておりますので、そういった 体制というのは全国的にとっていくようになるのかなと考えております。

大西委員

一応は分かりましたけど、まず一つは、県が第一義的に受けるわけですよね。ですから、 県外からの避難の受入れというのは原子力災害だけではありませんと言うけども、原子力 災害対策でここに載せるということは、私は意味があると思うんですよ。私はそれを評価 する。なぜかというと、原子力発電所の事故があったときに、その対応というのは、福島 の原発を見て分かるように、何年も続くわけですよね。廃炉にするまでにもう5年どころ か10年ぐらいかかるかもしれないと言われておる。その間ずっと、ひょっとしたら避難の 方を受け入れなければいけない。長期なんですよね、これ。だから、普通の一般災害とは 違うと私は思いますね、津波でも。

ですから、これは、まずは市町村任せにするのではなくて、県も一生懸命それは考えるべきで、例えば防災センターを少なくともそういった所に当てて、もし仮に何年でもその100人の方々を受け入れるとか、そういう体制を考えなきゃいけないと思うんですよ。そうでなかったら、市町村にお願いして小学校、中学校で手を挙げてくださいでは、多分手を挙げませんよ、どこも恐らく。この福島の原発の状況を見てたら何年になるか分からない、何年避難するか分からない方をどうやって受け入れるんですかと私は思いますよね、その小中学校の市町村の立場になれば。ですから、私は県独自で汗をかいて、まず県ができる、直接タッチできるような所で作るべきではないのかなと思います。

そして、第2の二次避難先というのが旅館、ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅になってますけども、恐らくこれ、ただではないと思うんですよね。一応、県が県費を出して、あるいは国のお金をもらって、そこで手当をして、そういうものを確保すると思うんですけども、そういう旅館とか、ホテルとか、公営住宅とか、民間賃貸住宅に市町村の避難所なんかよりも先に入っていただくとかね。二次避難所ではなくて、長期を考えてそこに先に入ってもらうと。

こういったことも考えなきゃいけないので、私、この避難所の体制というのは事前の対策というふうになってますけども、これもう一回見直していただきたいです、この考え方は。それは是非ともお願いしたい。避難所に避難される方もかわいそうだし、避難を受ける方も大変だと思うんですよ。ですから、この原子力発電所の災害であるという特性を考えて、もう少し練っていただいたほうがいいんじゃないかなと私は思いますので、もし御答弁できるんだったら、していただきたいと思います。

楠本危機管理政策課長

まず、委員おっしゃったように、福島でも帰還困難地域というのが出ておりますので、 そういった長期的に帰れない、それから徐々に解除もしておりますが、長期化する場合も ございます。だから、具体的に今、決めにくいのは、まず避難するほうの地域の方々の意 思というのも、関西広域連合でも確認をしていますので、徳島でまず考えられるのが一時 的避難ということで、市町村のほうの通常の避難所に一時的に避難すると。これは県有施 設も当然なります。それと、そういった住宅でありますとか長期的になる場合は、また避難元の県とも御相談して、やはりコミュニティーを維持するので、地域で同一のような近くで避難するということで、委員おっしゃったように、まだいろいろ特別な課題がございますので、関西広域連合で今、具体的に行っておりますので、まず避難元の意思とかを尊重しながら、そういった形を検討していきたいと。今、具体的にすぐというのは、ちょっと難しいと考えております。

大西委員

分かりました。今日頂いて、ぱっと読んで、疑問というか、これは課題ではないかなという点について質問させていただきましたけども、そのほかにもいろいろ先ほどから言われている緊急時の体制、実際に情報をもらうのに全国の原子力発電所が対象だとしたら、まだ四国電力の伊方発電所だったら一応日常的なつながりがあって、可能な気もするんですけども、全く関係のない九州とか、関西広域連合とも関係のないような場所の原子力発電所は国に頼るしかないのかなというような気もしますし、ちょっとそこら辺、緊急時の情報収集とか、そういったものももう一回更に細かくマニュアルみたいなものが欲しいのかなというふうな気がします。そういったことで、これは最初の規定だと思いますので、先ほど森本委員も言われたように、これをもっと細かく、深く、ただ決めておいただけっていうような話じゃなくて、万が一、伊方がなったときにどうなるのかというような、そういうようなことも本当に想定して、考えていただければと思いますので、御期待申し上げたいと思います。

それから、防災というのが基本的には南海トラフの地震ということ、あるいはそれに関連するようなことというようなことなんですけども、実際、大型地震が発生したら必ず火災が発生すると思いますので、その火災のことでちょっとお尋ねしたいと思います。福岡県の有床診療所の安部整形外科というのが火事になって、10人の方が亡くなられて、大変本当に悲惨な状況だと思います。これはもう確認だけなんですけども、今日の昼のニュースでもされてましたよね。この事件があって、全国でこういった病院を総点検するということになったそうなんですけども、それは聞かれてますでしょうか。それで、ニュースでは全国3,000か所ということなんですけども、徳島県ではこれだけ緊急点検をするんですよというのは、何箇所ぐらいになるんでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま大西委員から、10月11日の未明に福岡市で発生しました安部整形外科の火災について、本日のニュースでもございましたけれども、病院等点検するようになったけれども、対象は幾らかということでございます。実は私のほうでは消防法の所管ですので、本日のニュースにつきましては建築基準法に基づいて防火扉のチェックということですので、その対象数はちょっと私のほうでは所管してないんですけども、金曜日の未明に火災が発生して以降の行政の対応ということを、まず少し御紹介させていただけたらと思います。

11日の未明発生ということであったんですけども、11日の朝には消防庁も人を派遣しまして、11日の午後には既に全国の都道府県に対して通知が出ております。その内容につきましては、当面の対応といたしまして、まずその病院や診療所に関しまして防火対策の徹底ということであります。特に消防法令の違反をしていたような所に対しての是正を徹底すること、それから金曜日の段階では夜間に発生した火災ということですので、避難誘導態勢に問題があったんじゃないかと言われておりましたので、夜間における応急態勢の確保を確認するようにということの通知が出まして、県のほうもそれを受けて、金曜日の午後に通知をいたしました。

それで、消防につきましては、今日もちょっと幾つか朝聞いてみたんですけれども、早速今日から立入りを重点的にする所があるというふうに伺っております。また、今後詳細、その建築基準法の面につきましても、昨日ぐらいの報道から防火扉のことがよく言われておりますが、原因がハード面、ソフト面で究明された場合に、何らかの規制ですとか、指導とかが入ってくるかと思われますが、それについても適切に対応したいと存じます。恐れ入ります。議員のお尋ねの分は恐らく建築基準法のほうだと思います。

松田建築指導室長

今日のお昼のニュースにつきましては、私見ることができなかったんですけれども、今回、防火扉が作動しなかったことによりまして、被害が拡大したというようなことが報道されてございますので、建築部局といたしましても県下の病院、診療所に対しまして、消防部局等と連携を図りながら、防災査察等を実施してまいりたいと考えてございます。

今回,福岡市の場合は、安部整形外科は定期調査報告の対象にはなってないというふうな報道がなされておりましたけれども、その定期調査報告の対象と申しますのは、各都道府県、ないし徳島県の場合ですと徳島県及び徳島市が指定することになるわけですけれども、私どもで指定している基準から申しますと、恐らく安部整形外科の規模であれば定期調査報告の対象になろうかというふうに考えてございます。そうした報告書をベースにいたしまして、現在、対象となる施設の拾い出しを県民局、それから東部県土整備局にお願いをしているところでございますので、そういったものを取りまとめて、できるだけ早い時期に査察に入ってまいりたいというふうに思っております。

田中医療政策課長

今,福岡の事案につきましては両課からお話があったとおりでございます。それと医療機関,福岡の場合はいわゆる有床診療所ということでございまして,本県における有床診療所の数は135施設ということでございます。

大西委員

関係する各課、それぞれ御答弁を頂きましたけども、今、私の一つの質問で各課が答弁 されたように、新聞記事によりましても、非常に行政の隘路になっているといいますか狭 間で、医療や、それから建築や、それから消防や、そういったもので法律を決めて、その決めている法律の中で規制というか強制をしているところ、義務付けているところがあるわけです。それが今回はその三つの部署とも、この新聞記事によりますと、防火扉がきちんと作動するかまでは消防では確認しない、防火扉は建築基準法なんで建築のほうがやるんだけど、建築のほうもこの病院はそんなものの対象ではなかったとか、博多保健所も検査は医療上の安全確認だけですというようなことで、結局、本当かどうかは分かりませんが、防火扉の前に鉢植えが置いてあったとか、防火扉の点検が自動で閉まるかどうかという点検もしなくてもいいんだということで、しなさいよという指導をして帰ってるとか、こういったことがあるんですけどもね。

この有床診療所というのが今,田中課長さんから御報告がありまして,徳島県内では 135 診療所あるということでございます。ここだけを対象にして,何か大変だ大変だというのも,それはこの有床診療所でしっかりとやっている方については,心外だというふう に言われるかもしれませんし,法律上義務付けられてない,あるいは隘路になっている所をじゃあ誰が責任を持つのかというような話になってくると思うんですけども。

今の御報告にしても、私が質問させていただいたのは、昼のNHKのニュースで全国約3,000か所を緊急点検するっていうふうに言ってるんですよね。NHKの記者に聞いたらいれんですか、それは。徳島では何箇所あるんですかって。あのニュースのうち、徳島県はどうなってるんですかって。そんな昼のニュースで発表したことっていうのは、皆さん関係者、建築のほうですか、松田室長さん、寝耳に水で、そんなん国交省から聞いておりません、私は知りません。先ほどの御報告では徳島県、徳島市で指定している定期調査報告書を出させる所について、過去の報告書を精査して、今から行く所を決めますみたいな話だったですよね。これ、全然何箇所ぐらい対象かということも分からないわけですよね。何箇所ぐらい緊急点検をするのかというのも、いまだに現時点で分からないと。土日を挟んでたんだろうかもしれませんけどね。国交省が発表して、ニュースで言うぐらいなのに、県のほうでは一切知りません、それは分かりません、ニュースも聞いてませんでした。ニュースはしようがないですよ、委員会やってましたからね。だけど、全然連絡もないしということでは、緊急点検にはならないんじゃないでしょうか。今から精査して、どこを点検しますやいう話だったら、今日の午後にでも一斉にばっと行くようなのが緊急点検のように思うんですけども。

そういったことで考えると非常に隘路なんですけども、これ誰がまとめて答えていただけますかね。今後こういった隘路を徳島県では作らない、それから今回のことを受けて、緊急点検は徳島県内で何箇所ぐらい、どんな所をやるのかということを誰が答えていただけますか。ニュースで発表になっていますよ。

松田建築指導室長

先ほどの大西議員からの御質問でございますけれども、徳島県下の病院数につきまして は事前に国土交通省から照会がございまして、徳島県で把握してございます定期調査が必 要な件数,合計県下で261施設ございます。その数字については御報告をいたしているところでございます。ただ、今お話にありました全国で3,000ということになりますので、多分全部が全部は徳島県からは対象になってないんだろうというふうに、これは想像でございますが、想像されます。

私,今回,緊急点検ということで防災査察を実施したいと考えてございますのは,定期調査報告がまず提出されていない所,それから過去に定期調査報告を出していただいてても,その中に要是正といいますか,十分に法律が守られてないですよというような項目があった病院あるいは診療所について,緊急に防災査察を実施したいというふうに考えてございまして,その数字につきまして現在,県民局それから東部県土整備局に抽出を依頼しているところでございます。

大西委員

そろそろ時間も来ておりますので、この件について今早急に調べているということなんで、是非とも一刻も早く調べて、緊急点検の範ちゅうでやっているというふうに言えるように、至急にやる必要があるんでないかなと思いますし、後もうちょっと時間があると思うので、これ先ほどのもう一つの質問で、こういった医療の分野でも、建築の分野でも、消防の分野でも、帯に短したすきに長しのような、そこに当たらないみたいなことっていうのは世の中に多々あるのかもしれませんけども、今回、福岡の病院で10人も亡くなられているということを考えれば、何かこの対策を県として立てなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、これはどなたが三つの分野のものをある程度、責任ということは大げさかもしれませんが、ちゃんとその穴を埋めるような形でできる、やっていただく所というのはあるんでしょうかね。それとも、もう県としてはお手上げ、できないと言うのか、どなたか御答弁いただけますでしょうか。保健福祉部でしょうか、県土整備部でしょうか。

小谷保健福祉部長

福岡市の有床診療所で10人も亡くなる,しかも高齢者ということで大変痛ましい事案が発生いたしました。その失火の原因につきましては,いろいろ報道もされております。これに関して,今後の再発防止対策ということにつきましては,まず施設面につきましては,今日もお昼のニュースで報道されておりましたが,国土交通省のほうから施設の基準がどうかとか,また消防庁のほうから常日頃の立入りに入ったときの消防面の対策ができているかどうか,改善事項が出されているか,こちらが一つ。そしてもう一つは,やはり私ども保健福祉部が所管しております医療機関として,有床診療所としてなすべきことができているかどうか。この3者が関係してこようかと思います。

国のほうの失火の原因を踏まえたきちっとした対策,これをやるべきことは当然でありますけれども、関係課がまたがっておりますので、情報を共有すべき分はしっかりと共有して、そして個別の法律に基づいて、それぞれの関係課、各部が適切に個別に対応していく、こういった形で臨むことが重要でないかなと思っております。ただいまの議員の話を

踏まえますと、まず情報共有を図りつつ、あるいは国のほうの対応も情報共有を図りながら、県内の医療機関、また有床診療所に対して、漏れがないように取り組んでまいりたいと、このように考えております。また加えて、保健福祉部といたしましては医療機関だけでなく高齢者の入所施設、これもいろいろな形態がありますので、こういった部分もあるということを十分踏まえて、今後の対応を実施してまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

大西委員

今,小谷保健福祉部長から積極的に挙手をされて,皆さんを代表して答弁を頂きまして, 今回たまたま出火して,火事がいって,それで亡くなった方の施設が有床診療所であった ということで,私は小谷部長が積極的に御答弁してくださったのは非常に評価します。

それで、やはりまず病院ということから、このことについて徳島県としても消防や建築や、そういったもののせいですよというようなことじゃなくて、そういったものの情報も共有しながら、どこかでやはり指導していくというようなことで、今回の件で言えば保健福祉部が医療機関、それから特に有床診療所、そして更には、介護施設も指導していきたいということでございますので、是非とも徳島県では痛ましい火災事故で亡くならないように頑張っていただきたいと。県土整備の建築のほう、それから消防の方々も協力してあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

古田委員

防火扉の件では、ある病院長がテレビで言われてましたけども、火災報知器と排煙設備、これはもう点検済みであって、その時に防火扉も点検をしているものやというふうに思っていたというふうなことを言われて、それらを漏れなく点検するという、あっちの業者、こっちの業者に頼まなかったら点検ができないというふうなことではなくて、やはり関連する所が連携を取り合って、防火のことで行くんであれば一緒にできるような、そういう態勢ができたらと、専門家の方もそういうふうな、同じような御意見を言われている方もおいでますので、是非連携して取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうかね。

小谷保健福祉部長

先ほどもお答えをいたしましたように、今回の事案が特に高齢者が多かった有床診療所であります。情報共有すべきところはしっかりと共有した上で、連携をしながら、今後取り組んでまいりたいとこのように思います。

古田委員

よろしくお願いいたします。

それと、提案されました原子力の災害対策の件で私も質問をさせていただきたいと思う

んですけれども、これは原子力発電所で大規模事故等が起こった場合の災害対策というふうに解釈をいたしますけれども、その災害対策という場合に、もうそういう災害が起こらないようにするということも、やはり考えるべきやというふうに思うんです。私は、徳島県が中央構造線の上には建物とかいろんな物の規制をするというふうなことも決められて、それは積極的に評価をしたいと思うんですけれども、徳島県だけで終わるんじゃなくて、原子力災害というなら、ずっと調査を延ばして、伊方原発の所までずっと調べて、その影響がどうなのかといったこともやっぱり調査に入れるべきだ、この災害対策の中へ盛り込むべきだと思うんですけれども、それはいかがですか。

西沢委員長

小休いたします。(13時46分)

西沢委員長

再開いたします。(13時47分)

古田委員

徳島県では答弁できないということですけれども、これは伊方原発のことを考えるならば、四国4県が力を合わせて、それから国の規制する原子力規制の委員会とか、いろんな所で調査をするべきだというふうに思うんですよね。それと、中長期の対策ということではね、やっぱりもともとこの原子力災害対策というのが、原子力の伊方原発などが存在をする、存在を認めるというふうな方向での対策をしようとしているので、それはいっぱい労力もかかるし、たくさんのお金もかけなくてはいけないと思うんです。

私は、東日本大震災、福島原発事故から2年7か月が過ぎましたけども、2年半ぐらい、もう少し前でしたかね、支援に行きました。そして、原発から最も近い南相馬市の小高区っていう、10キロ圏内、そこは人は入れません。今、入って見てくるとか、そういうのはできますけれども、そこで住むことはできないわけですけれども、そういった所を見て、本当に2年7か月が来ても自動車はひっくり返ったままやし、それからいろんな所はもうそのまんま残されたまんまなんですね。あの3.11の事故の直後と全く変わらない、そういう状況がいまだに続いているわけです。

広がった放射能は元には戻すことはできないと、こういう状況ですので、是非この中長期対策の中に原発は廃炉にするというふうなことを考えていくと。飯泉知事は自然エネルギーの協議会の会長をして、ゆくゆくは原発に頼らないエネルギー政策、こういうことを考えていくということで、今、一生懸命自然エネルギーを広げてくださっているじゃないですか。そういうふうなことを考えても、ただその事故が起こったときだけの災害対策ということじゃなくて、もともとその原発がどうなのかといったことも、起こったときに、本当に今、東京電力や国が汚染水を止めようとか、止まっているとか、そんなん言いましたけども、汚染水はどんどんどんどん海へ今、毎日毎日放出されている状況ですよね。収

東もしていない。そういう状況にあることを考えれば、廃炉にということも考えていくというふうなことで、是非盛り込んでいただきたいというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

西沢委員長

小休いたします。(13時51分)

西沢委員長

再開いたします。(13時52分)

楠本危機管理政策課長

地域防災計画で今定めておりますのは、現にある、これは原子力発電所だけでなくて、 対象とする原子炉等の規制法がございますので、そういった放射性物質の大量排出に対す る対応ということでございますので、この対策を作る上では、地域防災計画上にそういっ た原子力発電所の廃止等については、この計画には盛り込むことはできないと考えており ます。

古田委員

事故が起こってからの対策ということよりも、その根本について、飛行場があるじゃの、ないじゃの、そんなんと比べてくれたら困ります。放射能はとにかく広がったら元に戻すことはできないという、そういう危険なものですので、そしてまた今、十何万人もの方がまだ避難をされているという状況をつかむならば、中長期的にはそういったことも考えるべきだということを申し上げているんです。

次に、高知での日米合同防災訓練のことでお伺いをしたいと思います。

(「オスプレイが出てくるんか」と言う者あり)

オスプレイはこの前、ここではあかんと言われましたので。

防災訓練ということですけれども、高知での訓練はどのような訓練というふうに受け止めておられるんでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

この度、自衛隊が高知県で予定されている初の日米共同かつ統合による実働防災訓練であります日米共同統合防災訓練につきましては、開催日を今月25日といたしまして、航空機等が参加いたしまして、海上捜索、救難、患者搬送や孤立地域への物資等、そういった輸送に当たるような内容で実施をするということを中四国防衛局のほうから先日伺ったところでございます。訓練場所につきましては山口県の岩国米軍基地を拠点に、高知県内の陸上自衛隊の高知駐屯地、航空自衛隊の土佐清水分屯地、ほか海上自衛隊の護衛艦「いせ」を活用して実施をすると聞いております。本県のこの訓練に対する考え方でございます

けれども,東日本大震災での教訓を踏まえまして,南海トラフ巨大地震のような広域で大規模な災害が発生した場合,救急活動,医療活動,災害復旧において外国の実働部隊が自衛隊の活動を補ってくれるのは,非常に大いに役立つことだというふうに考えておりまして,この訓練が今後どういった形で行なわれるのか,しっかり注視する必要があると考えております。

古田委員

高知新聞が中谷元元防衛庁長官に聞いているんですよね。高知新聞の1面、中谷衆議院議員の質問したことに対する答弁をずっと載せているんですけれども、その中で、防災訓練という名前だが軍事的に役に立つ、そういう理解でいいですかと。いろいろ聞いてきた中で最終的にそういうふうにこの防災訓練のことを聞いているんです。それに対して、そうでしょうね、有事においては日米共同で対処しますので、全国各地でそういうことをやっておいたら対応しやすくなる、現実に米艦艇も地方の港湾に入港、寄港してますというふうなことで、防災訓練というふうに言っているけれども、中身は違いますよと、軍事訓練、防衛訓練だというふうなことを元防衛庁長官が認めて、発言されているんですね。もう、余りにもいろんなことで次々と発言されるから、それを全部、高知新聞は載せられたようですけれども、先ほど注視をするというふうなことを言われました。また、飯泉知事が記者会見で、この高知の訓練を見て、徳島県でも受入れをまたよければ検討するかもしれないとか、オスプレイの運航についても、よければ来てもらうとか、そんなふうな発言をされていますけれども、軍事訓練、防衛訓練というふうなことでも受入れをして、やってもらうんですか。そこら辺、どうお考えですか。

竹岡南海地震防災課長

今回,高知で行われる日米共同統合防災訓練自体には本県は参加いたしません。ただ, 先ほども申しましたように,やはり広域,大規模な南海トラフ巨大地震のような災害が発生した場合は,これは米軍に限らず外国の実働部隊がそういう救助活動なり災害復旧において,大きな力を果たしていただけるというのは,これは東日本大震災の時の大きな教訓でございますので,これからの災害対応には国内の機関だけではなくて,ありとあらゆる防災機関の活用,協力が必要というのが大きな方向性になるというふうに考えております。

古田委員

ほかの質問でも、滋賀でも行われまして、次は高知が10月25日に行われるんですけれども、本土移転の第1弾というふうなことで、この内実は飛行訓練だし、有事において有効だというふうなことを言って、しようとしているんですけれども、オスプレイを含めたこういう訓練というのは、本当にまだ安全も確認されていないオスプレイに対してどんどん受け入れるということは、やはり問題があると思うんです。防災という名前で、結局やっていることは有事の際の訓練ではないかという批判もあるわけです。それから、多くの住

民を爆音と墜落するかもしれないという不安、そういったものに巻き込んでしまうという 点では、防災やいうことには値しないというふうに私たちは思います。ですから、今後、 表面だけ見て、徳島も受け入れろやいうことにならないように、是非そういう声を伝えて いただきたいというふうに思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

先ほど委員から御質問がありました滋賀県の訓練につきましては、これはあくまでも米軍と自衛隊との軍事訓練という位置付けでございますので、今回の高知県の防災訓練とは全く目的を異にするものだというふうに思っております。今回の訓練の中身で、アメリカ軍の新型輸送機のオスプレイ2機が参加して、海上捜索とか孤立地域への物資輸送に当たる予定というふうなことでございますけれども、この運用につきましても、安全面におきましても、この訓練の中で検証されるというふうに考えております。

古田委員

今のは受止め方が違うと思いますよ。先ほど紹介したように、元防衛庁長官の中谷衆議院議員が防災訓練という名前やけど違いますねということに対して、答えとんですから。そういう意味合いで全国に広げていくと。沖縄の負担軽減のために全国どこでも、オレンジルートじゃの、いろんな7ルートがありますけれども、そういった所でやりますよと。どこでも、受け入れてもらう所は皆やりますよというふうなことを言ってるんですから。それは、滋賀の場合と名前は違いますけれども、防災訓練とはなってますけれども、防災訓練という名前を借りた同じような軍事訓練だと思いますので、そこのところは是非そういうふうに受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、ずっと以前にもお尋ねをしたことがあるんですけれども、地震等で孤立化してしまう可能性のある集落というのが、平成22年の調査の結果を頂いとんですが、その時は465 集落でありました。その後、ヘリポートを整備されたり、それから迂回路を造られたり、衛星携帯電話の整備をされたりというふうなことで、この孤立化対策をずっと進められていると思うんですけれども、どのような現状になっているかお尋ねできたらと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より,孤立化対策の現状はという御質問を頂きました。県といたしましては,国の全国調査の一環として平成21年度に孤立化集落についての調査を実施いたしました。その時の調査結果が,委員おっしゃったように465集落,孤立化のおそれがある集落が存在するという結果でございました。そこで県といたしましても,孤立化された場合,例えば道路や通信が途絶した場合,孤立化するということで,その孤立化のおそれがある集落を抱えます市町村に対しまして,ヘリポートの整備,衛星携帯電話の導入への支援を24年度から実施しているといった状況でございます。

それで、現在の孤立化集落のある可能性ということでございますが、これにつきましては、孤立化集落はどれくらい解消したかといいますと、迂回路となる道路の整備状況、あるいは道路の崖崩れ対策の状況などが必要となってきまして、現時点でこうしたインフラの整備状況を踏まえて、どれだけの数の孤立化集落が解消したかというのは、まだ把握できていないといったところでございます。

古田委員

ヘリポートの整備とか衛星携帯電話の整備とか、そういうのも分かりませんか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ヘリポートの整備及び衛星携帯電話の整備の状況でございますけども、平成24年度の実績といたしまして、ヘリポートの整備が私どもの補助事業で4市町で5か所、衛星携帯電話の整備が3町村で7基、導入できました。また、今年度ですが、ヘリポートの整備が3町で3か所、衛星携帯電話の整備が3市町で16基の要望があって、現在事業を実施又は計画中といったところでございます。

古田委員

その 465 か所の中で今少しずつ整備ができている,対策ができているということですけれども,それぞれの市町村がどのように進んでいるのか,それぞれの市町村に合わせて,21年度に調査をされてから三,四年たっていますので,是非きちんと調査をしていただきたいと思いますけれども,その点はいかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

孤立化集落対策の再度,調査をすべきでないかということでございます。平成21年度に 調査しましたと言いました。その時は国の全国調査の一環といたしまして,平成17年度に 行いまして,また平成21年度に行ったという調査でございます。最近,国のほうからは全 国調査といった依頼がないところでございます。そうした中で今後,国から全国調査の一 環という依頼があるというタイミングを捉えながら,調査を検討したいと考えております。

古田委員

孤立化の可能性のある集落の方々が安心して過ごしていけるように、住み続けられる、 そういう集落であるためには、きちんと対策が必要だと思いますので、しっかりと取り組 んでいただきたいというふうに思います。調査も全国調査の一環で、国から言われたらと いうふうなことですけれども、三、四年たっている状況ですので、きちんと明らかにして、 再度対策をするということが大事だと思いますので、是非調査をしていただきたいという ふうに思います。

それと、先ほども地震で最も怖いのが火災というお話もありました。阪神淡路大震災の

時には火災が 285 件起きているんですよね。そのうち電気関係で85件,ガスは13件というふうなことで、漏電した電化製品によって火災が発生したというふうなことが、統計でも出されているんですけれども、ガスの場合は阪神淡路大震災を受けて、元を止めるというふうなことで対応ができて、その後の新潟の地震とか、いろんな所で起きた地震でも、ガスによる火災というのは少なくなっているわけですけれども、電気の場合もそれだけ統計上分かっているわけですので、是非電力会社のほうで元から電気が行かないようにするというふうな措置ができないものかというふうに思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま委員から、地震の際の火災を防ぐために、電力の場合も元から遮断できるような措置がとれないだろうかという御提案を頂きました。先に、委員から御紹介のございましたガスにつきましてなんですけれども、マイコンメーターなどの商品名で言われておりますが、ガスにつきましては家の外にガスのボンベが置いてあって、メーターの所までは事業者さんの責任範ちゅうで、それから家の中は消費者のということになっておりますので、ガスに関しての遮断については、事業者さんが自分たちのその責任の範ちゅうの所のメーターにおいて、地震があった場合に揺れを感知して、一旦遮断する装置を付けられて、これが私どもの所管しますLPガスでも、事業者団体に聞きましたら、ほぼ100パーセント近くにいっているというふうに聞いておりますし、また都市ガスに関しましても、ガス会社のホームページなどを見ますと、これもやはり100パーセント近くいっているというふうに聞いてございます。

本日おっしゃってくださっております電気なんですが、一つには、私たちも長期間家を空けるときにはブレーカーを落としてから、例えば長期の旅行とか行くんだったらしようとか、節電のためにも出かけるときにはコンセントも抜いていこうと、普通の防災とか節電対策であるんですけれども、要はこれ全部家の中のことでございますので、委員が御提案のように、電気の事業者のほうでするというのは難しいかもしれませんが、こういったところにつきましても、簡単に電熱器のコンセントなどの所に何千円かで付けておく、遮断する器具であるとか、ないしは最近では分電盤自体でも感震で一旦遮断されるものが出るとかっていうことがあると伺っております。恐らくこれは商品になっておりますから、メーカーさんのほうでも普及に努められるでしょうし、また家庭の防災対策とかの中でも、例えば地震の際に逃げるときに、ドアの上に分電盤があればブレーカーを落として出ていくという、それも一つの方法ですし、ないしは器具を買われると、そういったいろんな方法があるかと思います。

古田委員

分電盤とかコンセントとかに震動を感知すれば切れるというふうな装置は、確かにいろ んなものが販売をされておりますけれども、それもそれぞれの家庭で普及というのは是非 PRにも努めていただきたいと思います。だけど、それぞれの家庭に引っ張る元の所では電気を通しているわけですので、電力会社ができる範囲はどこまでかちょっと分かりませんけれども、やはりガス会社の方々がやっているように、電気での火災っていうのを考えれば、大きな地震があったときにはそれの元を切るというふうなことでは、是非電力会社のほうへも求めていただきたい、それは工夫していただきたいというふうに思うんですけれども、それはどうでしょうか。

西沢委員長

小休します。(14時14分)

西沢委員長

再開いたします。(14時16分)

古田委員

それぞれの家庭で気を付けなくてはいけない、その感震機能付きの分電盤とか、感震機能付きのコンセントなどの設置を促進というふうなことで、東京の消防庁なんかはホームページでもそういうことを呼びかけられて、普及を図っていますので、是非徳島県としてもその普及に努めていただきたいというふうに思います。

次に、会計検査院の調査で、避難所の耐震化が56パーセントというふうなことが新聞報道されました。避難所の指定を受けているのが9万262か所、全国であって、そのうちの小中高が約32パーセント、そこで耐震化ができているのが85.5パーセントというふうな報道がございました。事前の委員会でも、幼稚園から小学校、中学校、高等学校、それから特別支援学校、それから保育所の耐震化について教えていただきまして、それぞれ努力をされていると。徳島県の場合も頑張ってくださっているんですけれども、この会計検査院の調査では、避難所になっている学校以外の公民館や集会所などの耐震化が進んでいないとみられて、全体の数字が50パーセント台にとどまったというふうな報道がございました。徳島県としては、その避難所に指定された公民館とか集会所がどのくらいあるのか。大体、小中学校などはもう耐震化ができましたという市町村が増えてきております。もう100パーセントできましたという、徳島市とか板野町とかいろんな所が努力されて、既に100パーセントできましたというふうな所では、更にこういう公民館とか集会所など、もしそこが指定されておれば、そこの耐震化というのをやっていく努力をされていると思うんですけれども、今、徳島県の場合、それらが何箇所ぐらいあって、現在耐震化というのはどのくらいになっているか、分かっていればお教え願いたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より、県内の避難所の耐震化についての御質問でございますが、10月9日 会計検査院が公表いたしました公共建築物における耐震化対策といったことで、避難所の 耐震性能等の状況ということで、全国では9万余りの箇所があり、その耐震化は56.5パーセントとされたところでございます。この会計検査院の報告書では、どのようなデータに基づきまして、どのような集計をしたのかという個々個別の内容が示されておりません。また、県別の数字が出ておりません。そこで、よく似た調査といたしまして、全国の市町村における避難所の耐震化率に相当する徳島県の数字は、ちょっと同等の数字は不明なんですけども、平成24年3月末時点で取りまとめられた消防庁の調査によれば、県内の市町村の避難所における耐震化率は75パーセントとなっているところでございます。箇所数でございますが、市町村における避難所に該当しますのが1,389か所です。耐震済が1,042か所、75パーセントの耐震化率となっております。これは学校も含んだ数字でございます。

古田委員

じゃあ、県としては公民館とか集会所などが避難場所になっているかどうか、そういうところまではつかめていないということですかね。小中高とか学校なんかはつかみやすいと思いますけれども、そうした所も避難場所になっているならば、そこの部分の耐震化もどうかということが問われると思いますので、是非調べていただきたい、つかんでいただきたいというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

先ほど、市町村における避難所になっております施設が 1,389 と申しましたが、そのうち学校関連の校舎、体育館は 951 でございますので、残り 400 ぐらいは公民館等であると認識をしております。今後、それらの耐震化についても調べることが可能であれば調べていきたいと思っております。

古田委員

木造住宅の耐震化と併せて、避難所の耐震化ができていないと避難するにも心配だというふうなこともありますので、是非それぞれの所の耐震化を進めていただきたいとお願いをして終わります。

西沢委員長

小休いたします。(14時22分)

西沢委員長

再開いたします。(14時37分)

黒﨑委員

一般質問で、震災で助かった命をどう守っていくのかという観点で御質問をさせていた だきました。幾つかいたしました質問の中で、避難所の感染症対策について少し確認をさ せていただきたいと思います。東北6県の感染症の、災害が起こる前からそういう活動を やっていたということも、少し質問の中にも入れたんですが、それぞれの地域にはそれぞ れの事情があるので、それは徳島県にすぐにぴったりと対応するのかどうなのかというこ とは別でございます。私の質問に対して知事は、対応のチームをしっかり作るんだという ふうなことをおっしゃってくださいましたので、期待はしておりますが、これについても、 恐らくその避難所を設営する、あるいは維持する側の自治体がもしかしたらもう存在して いないかもしれないという状況も想定できますので、やはり命を助けて避難して、そこか らその感染症対策というのが恐らく必要になってくるんだろうなと思います。

だから、災害が起こってからちょっと時間の経過によって、感染症対策が必要になってくるんだろうなと思うんですけど、その自治体が壊れてしまって、その機能がないがために、なかなか訓練をしていた時のような、ちゃんとした避難場所が構えられない、寄せ集めになってしまうような状況の中でも、やはりチームとしては対策等の活動をしていかなければいけないということであるんですが、そういったことも含めて、その感染症チームの活動についてはしっかりと考えていただきたいということが1点。

それともう一点は、当然ながらその感染症についても薬剤が必要になってくるわけでありまして、災害が起こってすぐは切ったとか骨が折れたとかいう外傷性のものが恐らくたくさん起きてきて、その対応の薬剤が必要なのかな、あるいはそういった担当の医師であったり、看護師であったりが必要なのかなと思ったりするんですが、これも時間の経過によって、いろいろと変わってくるんだろうなと思います。東北の例を見ていますと、慢性病の方の薬剤の対応、お薬手帳というふうな話の中で私もさせていただきました。県のほうもあれからすぐに対応をしていただけたというふうなことで、防災訓練の中でそういったことの大切さも広報していただけるということでございますが、その薬剤自体、恐らく災害というと外科処置的な薬剤というふうなものを想定しがちでございますが、その慢性病に対しての薬剤の備蓄、これをどのようにお考えになっているのか、この2点について御質問いたします。

稲井感染症•疾病対策室長

ただいま委員のほうから,災害時における避難場所を中心とした感染症予防対策の取組について御質問を頂きました。災害発生時におきましては災害派遣医療チーム,いわゆる DMAT,これは委員がおっしゃいましたように,72時間対応というふうになっておりますが,それはもちろんのこと,避難住民の慢性疾患の悪化予防や感染症予防などの公衆衛生対策を適切かつ迅速に行うということで,本県では平成23年度から保健衛生コーディネーターを各保健所を中心に配置をしているところでございます。

災害発生時には、集団生活を余儀なくされる避難所においてはインフルエンザ、ノロウイルスなど感染症の集団発生の危険性が高くなることから、避難所開設の初期段階から対策が極めて重要であると考えております。また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生時には、避難生活が長期にわたり、生活環境や衛生状況が悪化することで、

レジオネラ肺炎や赤痢,破傷風などまれな感染症の発生が懸念されることから,せっかく 助かった命が再び脅かされることのないよう,感染症の発生とその拡大を食い止める更に 高い専門性が求められていると思います。

そこで、県内の感染症の専門医、感染管理の認定看護師、また保健所の感染症担当職員による感染症予防専門チームを立ち上げたいというふうに考えております。役割としましては感染源の隔離策ですとか感染経路の遮断など、感染症の予防対策に特化した、より高い専門性を生かした立場から助言を行うということで、ただいま申し上げました保健所を中心に配置している保健衛生コーディネーターと連携することで、公衆衛生対策を更に強化し、感染症の発生の防止を図ることを考えたいと思っております。

黒﨑委員

それは分かりました。そんなメンバーで、すぐに対応していただけるというのは分かりましたが、活動するその場所が、自治体の機能がちゃんと残っている所が運営している避難場所ならうまくいくんでしょうが、そうでもない、本当にその自治体が何ともならないような状況で存在している、そんな所の避難場所に対して行くときには、かなりの独立性みたいなもの、自己完結できる形っていうのを持っていないと、なかなかこれはうまくいかんと思います。そういった危険性と大きなリスクが発生するんですが、これは観点を変えれば、事前の訓練の中でしっかりとこの感染症ということについて広報していくということは、東北6県がやってきたことの中から学べることではないかなと思うんです。感染症予防専門チームの役割というのは、災害が発生して、それに対応するということですよね。その感染症ということの対応についての広報というのは、これはどの部署がどのようにされていくのかなと思ったりもするんですけど、それはいかがでございましょうか。

稻井感染症•疾病対策室長

ただいま広報のことと、後一点、避難所がどういう状況で設置するか分からないというところにおきましては、まず一点は、感染症のその専門チームは県域の全てを網羅したような形で、全ての県域の中で感染症のチームを登録したいというふうに考えております。それで大規模でありますとか、地域によって避難所がどのような状況になるか、そこを判断しながら、適切な先生方、看護師さん等が本当に専門チームとして、委員がおっしゃいましたように、そこに独立性を持った、感染症の専門医として独立して、そして機動的に動けるというふうなチームを考えておりますので、班として動くだけじゃなくて、個別に動くということも想定しております。その上で、それぞれの避難所で見て聞いてつなぐという形で、感染症対策の必要な助言をしていただきたいというふうに考えております。

また、広報につきましては、今年なんですけれども、一般の住民の方につきましては防 災センターと協働して感染症危機管理研修会というのをさせていただきました。このよう な形で感染症対策、手洗い等を含めた重要性ですとか、災害においての避難ですとか、そ ういうものについても今後とも広報については努めてまいりたいと考えております。

黒﨑委員

薬剤のほうはどうですか。

久米薬務課長

委員より、災害発生時、時間がたって医薬品の種類も変わってくると、そういったことを踏まえて、慢性疾患の治療薬の備蓄の状況ということでの御質問と思います。本県におきましては平成7年に発生しました阪神淡路大震災を機に、平成8年度から災害直後の初動期に必要な例えば骨折等、そういったものに必要な医薬品の備蓄を行ってきております。平成18年度には南海、東南海地震に備えまして、県南部における備蓄を強化いたしております。さらに、東日本大震災では津波によりまして薬を流された慢性疾患患者、そういった方が多かったことから、平成23年度には高血圧とか糖尿病等の慢性治療薬の追加備蓄を行っております。

そして今現在,本県におけます医薬品の備蓄状況といたしましては,初期に必要とされる医薬品,例えば抗生物質とか止血剤,輸液,そういったものを5,500人分,県内11か所に備蓄いたしております。それと,委員御指摘の慢性疾患治療薬といたしましては,降圧剤とか糖尿病剤,あるいは抗アレルギー剤等6,500人分を県内6か所で備蓄いたしている,そういった状況でございます。

黒﨑委員

まず、感染症対策チームのほうですが、独立性を持ってやっていただけるということで ございますので、期待しておりますので、大変なお仕事ですけど、是非とも頑張っていた だきたいと思います。それと薬剤の備蓄でございますが、具体的にどこにどのように備蓄 されているのかということも、差し障りなければお聞かせいただければ。

久米薬務課長

まず、初動期と慢性疾患治療薬の備蓄ということで、まず初動薬の備蓄につきましては 県立防災センター、県立中央病院、後、県内4卸の営業所、そういったところに備蓄をい たしております。それと慢性治療薬につきましても、これは中央病院でありますとか、卸 4業者、そういった所をメーンに備蓄しているという現状でございます。

黒﨑委員

分かりました。いずれにしても、災害の大きさによって随分とその内容も求められるものも変わってくると思うんです。全てのものにうまく対応するというのは非常に難しいんですけど、最大限の命を助けるという思いで活動していただきたいと思います。

それともう一点, 先ほどから大西委員をはじめ, 古田委員も御質問されておりました診療所の火災の件でございます。今は火事というふうなことで捉えられておりますが, これ

震災が起こったときに、一度にあちこちの診療所、あるいはあちこちの建物でいろんなことが起こってくるということを想定した場合に、本当に恐ろしいことが想像できると思うんです。診療所の話に戻りますと、この診療所もちゃんと訓練をして、いろんなチェックをして、年に何回かそういうことも行っているという中で起こってきたということでございますので、ここからここまではどこの責任、ここからここまではどこの責任というのは、当然ながらあるんでしょうが、ここが初めてではないです。何回も同じことが繰り返されているような気がいたしますので、是非ともこれについても、ここからここまでは厚生労働省だとかっていうことじゃなくて、県としてしっかりと対応していただきたいと思いますので、要望して質問を終わります。何か一言頂けるんだったら、頂けたらと思います。

田中医療政策課長

先ほど大西委員からもお話がございましたように、福岡での医療機関の火災の関係、まだ原因究明という意味では、少し時間が要るのかなというふうに考えておるところでございます。そうした中で確かな原因が究明されれば、それに向けた再発防止策というのが新しく講じられるというふうに考えているところでございます。そういった点を十分に踏まえまして、我々は厚生労働省の医療法25条に基づく医療監視という制度でございまして、それぞれ他のセクションにおいては消防法といった部分、あるいは建築基準法といった縦割りの行政の下に動いてはおるわけではございますけれども、これからも連絡を密にして、情報を密にして、こういったことが繰り返されないような、そういった対応というのを考えていきたいと思っております。

長池委員

今にも警報が出そうなお天気ですので、できるだけ手短にしたいと思います。この後、また名物の委員長質問も待っているようでございますので、手短にいきたいと思います。ちょっと関連ですが、施設のほうの火災ということで、私もビルのメンテナンスに携わっておった経験上、よく建物の非常階段とか防災扉、ああいう前に物が置いてあるだけで危ないなというふうに感じることがあります。多分、検査の時は前もってどけてあるんでしょうが、普段の時はそれをまた元に置いとけっていうようなもんで。そんなもんなんですよ、やっぱりね。毎日危機を感じていられないというか。こんなん言いながらも指摘はしたいんですが、例えばこの部屋に今80人ぐらいおるんですが、出る場所が2か所しかないんですよ。そのうちの1個はもう死んでしもうとんですよね、あそこね。だから、やっぱりそういった危機管理というのは非常に大事なことなんですが、外部から指摘されないと、きちんと常日頃できないというところがありますので、どこが担当というのは、その辺りは内部で決めていただいて、是非しっかりと取り組んでいただきたい。ちなみに、そこの出入口の件に関しては今、議会事務局のほうにちょっと相談しております、改善できるかどうかということで。ちょっと多すぎるんちゃうかなという気もするんですが、そう

いったことも含めて、是非自分の足元から直していくということであります。

今日、私がお聞きしたいと思っておりますのは、9月の補正予算に上がっております、とくしまシェイクアウト訓練実施事業ということでございます。ペーパーで見る限りでは携帯電話が一斉に鳴るということで、県内全域で同時刻に一斉に携帯が鳴るということでございます。それに対応して、それぞれが訓練といいますか、避難行動をとったり、例えばこのペーパーですと、安否確認ということで、そういったことをやるということでございます。他県とか他の市町村でもう既にやられておるということですが、徳島県全体でやるのは初めてだというふうにお聞きしております。私これ非常にいい事業といいますか、午前中、森本委員もおっしゃったように、より多くの方が防災訓練、避難訓練に参加できるような工夫という一つにもなりますし、また普段関心を示さない年代層にも、しっかりとそういった訓練を促すことができるという意味では、すばらしいなと思っております。ただ、これは周知しないとびっくりさせるだけで終わってしまうような気がします。びっくりさせられると普通、人間怒りますので、県民を怒らせて終わってしまうだけになりますので、しっかりと周知を徹底していただきたいと思うのですが、現在考えておりますような手法とか、周知徹底をどのようにお考えでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

この度、9月の補正予算でシェイクアウト訓練の普及啓発費を計上させていただいております。このシェイクアウト訓練につきましては、アメリカで始まった住民参加型の地震防災訓練でございます。同時刻一斉に参加者の全員が退避行動をとるというものでございます。この訓練につきましては今回、携帯電話会社の緊急速報メール等を活用いたしまして、同時刻に災害情報を一斉に配信して、県民の皆様に一連の退避行動をとっていただくともに、すだちくんメールなど安否確認メールの一斉配信とか、災害時の伝言ダイヤルの体験利用なども利用して、安否情報につきましても確認のほうをしていただくということを考えております。この訓練の特色でございますが、これまでの防災訓練のように前もって決められた自治体の一地区あるいは団体のみが参加したり、複数でもばらばらで実施されるものではなくて、同時刻一斉に県下全域、携帯電話をお持ちの方を対象といたしまして、ほとんどの県民が参加可能、まさに自助を促すような訓練というふうに考えております。

先ほど委員のほうから御指摘がございましたように、全県一斉ということで、その周知が大事だということでございますが、我々のほうといたしましてはこの訓練の周知のために、ちらし、ポスターこれを作成いたしまして、市町村や事業所は当然でございますが、そこを通じて広く広報するとともに、ラジオやテレビの放送とか新聞広告、あらゆる広報手段を活用して、退避行動をとるだけで誰でも簡単に参加できるという訓練でございますので、これに従前行っている避難訓練等を組み合わせていただきまして、参加数を増やしてまいりたいと考えております。特にこの緊急メールというのはまだ御存じいただいていない方もございますので、そういった情報伝達手段の確認とか、マナーモードでも強制的に専用着信音が鳴りますので、鳴ってはいけない場所では電源を落とすなど、適切な対応

が必要でございますので、県民の皆様や関係機関への事前周知をしっかりとやっていきたいと思っております。

長池委員

多分,本当に徹底しないと、ここのペーパーでもありますように、病院とか映画館とか、そういったあんまり鳴らしてはいけないと言われる所で鳴ってしまうということで、先行事例もあるということですので、その反省点をしっかり生かして広報していただきたいと思います。これは、完全に関係部署、県庁一丸となってやらないと、読むだけだと、ちらし、ポスター等と書いてますけども、ちらしやポスターだけではなかなか周知できない。今のゆるキャラのコンテスト、すだちくんのやつも、あんまり浸透してるような感じも見受けられんのですが、あんな感じでちらし、ポスターだけやと多分あかんと思いますので、確実にこれは知らせいただいて、お願いしたいと思います。

そのときに、例えば携帯が鳴るだけなのか、笠井委員からあったような防災無線というんですか、警報とかそういうのとか、そんなのも一斉に鳴るんでしょうか。どういう状況になるのかもう少し詳しく、例えば携帯が何秒間鳴りますよとか、そういったものがもし今の時点でお分かりでしたら、お教え願いたいです。

竹岡南海地震防災課長

今回の訓練につきましては、携帯電話会社の緊急速報メールを活用するということですので、市町村が設置しております同報無線とか、そういうのは使う予定ではございませんので、緊急速報メールの使用につきまして十分広報してまいりたいと思います。

長池委員

分かりました。これ,いつ頃を予定されているか,決まっておりますでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

県下一斉ということでございますので、広報、周知にかなり時間が必要でございます。 周知に要する期間におおむね1か月程度。予算がお認めいただけましたら、おおむね1か 月程度で準備し、周知期間の終了後に速やかに訓練を実施していきたいと考えております。

長池委員

私, 100万円で足りるのかなというふうな心配もしますが、そのあたりは予算の額じゃなくて知恵だと思いますので、本当に皆さんでというか、私もそうなんですが、協力し合って県民に周知して、この訓練がよきものになるように、是非今からしっかりと準備、また知恵を出し合うというふうにしていきたいなと思っておりますので、決まり次第、是非速やかな広報ということで努めていただきたいと思います。

有持副委員長

端的に1間だけお願いをしたいと思います。先ほど岡本委員から雨の時の川の水害ということもありましたけれども、津波の時に川というのは全然抵抗物がないので、非常に速い流れで遡上すると思います。県のほうとして堤防の中の遡上について、どのように考えておられるのか。また、対応について考えていることがあれば、御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

森河川振興課長

地震津波におけます河川の遡上についての御質問でございます。河川遡上につきましては、さきの東日本大震災におきましても、津波が河川を遡上して大きな被害を与えたところでございます。例えば徳島県内におきましても、吉野川あるいは那賀川の、国が管理しております河川につきましては現在、河川遡上に対しまして地震津波対策というのを行っているところでございます。県におきましても現在、さきの6月議会の補正予算におきましてお認めいただきました海岸の基本計画の策定と併せまして、河川遡上について検討を進めているところでございまして、対策につきましてはその検討の中で、どういう整備をするかということについて進めていきたいと考えてございます。

有持副委員長

対岸の対策もしていただけるのも分かっとんですけども、恐らく非常に大きな津波が来た場合には、河川の橋等についても影響が出るんではないかと。特に老朽化した橋もございますので、その点についてよく検査をして、十分津波に耐えられるかどうかということもこれから検査をしたり、それから橋の老朽化について調べてもいただいておりますけれども、十分津波にも耐えられるかどうかということについて、今後ともよく調査をしていただきまして、徳島県は特に川が多いですから、橋が崩壊いたしますと非常に復旧についても問題が生じてまいりますので、今後とも県を挙げて、そのことについても御検討いただきますようにお願いをいたしまして、この問題についての質問を終わります。

西沢委員長

最後になりました。何かいろいろ言っていただきました。今まで皆さん方が言った中で、ちょっと付け加えるというか、気になったことです。前から、県の中央病院の時もお話ししたんですけれども、特に今回みたいな体の悪い人、動けない人のときには、ベッドごとやるとか、それから車椅子とか、そういう物は動かせませんよね。持ち上げて一人ずつ運んで、どのくらいの人数になるか。これ無理ですよね、火事のときなんかは。だから、病院にスロープを考えるとか、基本的に逃げやすいような病院の作りというのをこれから提案していかなきゃいかんのじゃないかな。今すぐには無理ですけど、やっぱり国のほうにもそういうことを提案していくべきだと私は思います。県立中央病院の時もそう思いました。スロープがないなと。昔、海南病院ってありましたけど、そこにはど真ん中に大きな

スロープがありました、ベッドがすっといけるような。そういうようなんが必要なんじゃないかなというふうに特に感じました、動けない人に対してね。そういうことを提案、提言していってほしいなと思います。

それから岡本委員の件ですけども、大洪水時に誰も危ない所は見に行きたくないですよね。現場だったら仕方なしに行ってると思います、危ないときは。残念ながら責任者が行けてるのかという気がしますけど。責任者というのは、決定権がある人ですね。どうするかという決定権。やっぱり決定は現場で見ないかんというのが普通、常識だと思うんですけども、なかなかそれは難しいと思うんです。だからこそ、その対策を考えないかんのじゃないかな。例えば、そういうところどころに水位計を設置する。それを見に行くんじゃなくて、それのデータを送る。それからモニターで見る。その両方をどこかで見て、それで判断していくような、特に危険な場所はそういうなことを順次やっていく必要があるんじゃないかなと思います。それだったら現場と余り変わらないという状況を作れますので、そういうことも順次これからよろしくお願いいたします。

そして、私がこの前言った地域BCP、今言ってますよね。商工会連合会の会長さんもおられますけども、各企業とか組合、そういう方々に上のほうから組織的にも皆さん方に応援していただくと。地域を守るために、自分の会社だけじゃなくて、会社を守るためにも、特に地域を守らんかったら会社がないと言っておりますけれども、そういうふうにみんなが協力して地域を守っていこうと。そういう仕組み作りを組合とか商工会議所、商工会、そんなんを通じて、銀行も含めて、お願いしていってもらいたい。人々に当然言うのは当たり前ですけども、組織的にももっと強力にお願いしていってほしいと思います。これは頼んでおきます。

それから、今日、本命のことです。大災害時の御遺体の取扱いということです。こういう議論はなかなかしにくいので、今までやったことあるんかなと思うんですけども、海部郡牟岐町では大きな南海地震という中では1,000 名亡くなった。1,000 名,2,000 名,3,000 名亡くなると。歴史的にはこういうような数字は当たり前。宍喰では3,000 名以上が亡くなったという話がございますよね、これがあったか、なかったかという話もありますけど。だから、沿岸部のほとんどの人が亡くなるということは、歴史的にも多かったんじゃないかなというふうに思います。今回も一生懸命、ゼロ作戦を頑張っていってくれておりますけれども、それはそれとして、やはり現実論として大勢の人が亡くなったときは、それをどういうふうにするのかというのが、一つ大きな命題だというふうに思います。

私の兄貴がたびたび言いました。2歳5か月の時に背負うて逃げていまして、おやじが手を引いて逃げていまして、津波が足をさらって、ひっくりこけて起きた時には背中の息子はいなかったということを言っていました。その時に臨月だったんですね。十日後の昭和22年の1月1日に長女が生まれたんです。その長女は今はもう66ぐらいになってますけども、いまだに体の調子がおかしいんですよ。生まれてからずっと体弱いんです。だから、そういう大災害に遭って、その時に自分の子供を亡くした、孫を亡くした、その時のお母さんとか家族の人のケア、これがいかに大事なかというのは、私は本当に身に染みて分か

っています。本当にずっと一生体が弱いんですから。そういうことに対して、お母さんも 多分亡くなった息子だけでなくて、体を弱く産んだ娘のことにも気をもんでいるんじゃな いかなというふうに思います。だから、まずは御遺体のこと、亡くなった方々、それとそ の周りの方々、そういうふうなことに対して、十分に考えてやっていかないかんのでない かなというふうに思いますけれども、まずは大きな面で、ちょっと部長に考え方をお聞き します。

三宅危機管理部長

広域災害の場合の火葬等の問題についての御質問だと思いますけれども……

西沢委員長

火葬のことを言ってるんじゃなくて、一番最初からいきますと、まず捜さないかんですね。警察とか自衛隊の方々がいろいろ捜して、そして御遺体を安置する。そして、その御遺体の取扱いの仕方。例えば、水で洗わないかんですよね。それで、衣類も水で洗って、ちゃんとせないかんですね。いろんなこと、やらないかんことあります。そういう全体のこと、それとその周りの親族の方々、その身元確認もいろいろせないかんですね。そういう全体のことです。そういうことをしっかりやらないかんのじゃないかなと。そのためには県も一生懸命やらないかんのじゃないかなと思うんですけども、まずそういうことでいかがでしょうか。

三宅危機管理部長

災害時、残念ながらお亡くなりになられた方が発見された場合、ただいま委員からお話しのように、まず遺体の検視あるいは身元確認、そういった作業を行なっていかなければいけない状況になってくると思います。遺体の検視等につきましては警察のほうで所管いただいているとお聞きしておりますし、それぞれ市町村の役割、県の役割、いろいろな役割があろうかと思っております。

御家族のケア等もおっしゃるように重要な問題であろうと思っておりますけれども、特に県の役割ということになってまいりますと、そういったそれぞれの部局が対応する問題、それをいかにスムーズに災害対策として進めていくかということが、一番求められているんだろうかと思っております。一人一人のそういった身元確認等も含めた業務というのは、やはり市町村が担う部分が多いかと思いますけれども、特に県といたしましては、万が一そういった事態になったら、しっかりと対応できるような備えを普段からやっていかなければいけないなというふうに思っております。

西沢委員長

じゃあこれから個別に入っていきます。私よく入れ歯のことを言うんですよね。災害時 に入れ歯をどこに置いとんですかと。大体が入れ歯というのは洗面所に置いている場合が 多いですね。夜寝る時には洗って、洗面所に置いておくと。それを寝る所に置いておきなさいと。逃げる時は口の中にかぽっと入れて逃げなさいということをいろんな会で言います。じゃあ、なんでそんなことが必要なんか。入れ歯がなかったら、当然ながら物がかめませんよね。乾パンとかあんなんもいっぱい出ますけども、食べられない物がいっぱいありますよね。でも、それだけでないんですね。入れ歯がなかったら、いろんなこと、病気まで引き起こす。それと、水がなかったら口を洗えませんよね。中が汚くなって、感染症を引き起こして、それによって誤えん性とかいろんなことが起こって、しまいには死に至ることも十分にあるということで、そういう口を大切にするというのは、当然ながら歯医者さんとかいろいろ病院の先生方が中心になってやってくれてますけども、一つ一つ考えていったら、本当に亡くなられた方、また高齢者の方、ほんまに避難された所の中で、いっぱい細かいことでもしないかんこと、それがなかったら死に至るというようなことがいっぱいあるという一つの例なんですけどもね。

亡くなった方の御遺体のまずは処置の仕方を教えてください。

木田警備課長

ただいまの御質問ですが、御遺体の身元確認についてでございます。御遺体の身元確認につきましては、その所持品や発見場所などから氏名、住所等を特定すること、また御遺族などに対面していただくことが必要になろうかと考えております。ただ、大規模な津波被害の場合は御遺体が津波に飲み込まれて、居住地から相当離れた場所で発見されたり、所持品が失われたりしていて、家族全員が被災していたりすることから、身元確認が困難となるケースが多いと聞いております。そこで、一人でも多くの身元が確認できるよう、御遺体の写真、着衣、身体特徴などの情報を掲示するとともに、これらの情報を提供しております。また、検視などに際しまして御遺体の指紋、掌紋、DNA型鑑定資料の採取や歯牙形状の記録化、行方不明者の家族からDNA型の親子鑑定的手法の活用を図るための試料の採取、日本赤十字社の御協力による行方不明者の献血した血液検体の提供を受けるなどの取組などを行っているところです。

西沢委員長

市町村の役割が多いですから、なかなかこの中では担当者がいないかもしれませんね。 やはり、まずは御遺体を発見して、それで安置所に連れてきて、そしてせないかんのは検 視ですかね。災害で亡くなったのか、それとも犯罪で亡くなったのか、それの確認がまず 必要ですね。犯罪だったら犯罪のような、災害だったら災害のような取扱いというのは、 当然必要だと思いますけれども、警察の役割ですね。

その次に、身元確認ができたら、又はその前に御遺体は、さっき言いましたように、ちゃんと洗ったり、衣服もちゃんと洗って置いたり、それからDNA鑑定とか、それから歯の鑑定とか、そういうようなことにずっと移っていきますよね。だから、医者がいたり、歯医者がいたり、それから市町村の法的な措置もせないかんですよね。いろいろ役割がそ

れぞれあるでしょうけれども、一つ一つ取っていったら、警察の方はすることがいろいろ あると思いますけれども、県の役割というのは、さっきも部長が調整役と言いましたけど も、御遺体の取扱いというちょっと大きめの範囲の中では、何もないんでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

東日本大震災の際の県の例を引用させていただきますと、宮城県では3月15日の時点で県内27か所の火葬場のうち、20か所で犠牲となられた遺体の受入れが可能であったものの、合わせて1日50体程度しか火葬ができない状態であったというふうに聞いております。また、交通網の寸断とか、火葬に使う燃料の不足とか、そういった問題というのもあったようでございます。その宮城県の例によりますと、県でどういうところを調整といいますか、先ほど部長のほうからもお話ししましたように、行ったかと申しますと、まずは遺体安置所の設置の調整をしております。これは、被災市町による遺体安置所の確保というのが非常に困難だったというところがありまして、その施設を所管する所と遺体安置所確保についての調整をいたしまして、県内22か所の遺体安置所を設置しております。

それから次に、物品等の調達確保についても県のほうで調整が図られております。これは、物品といいますのは葬祭用品でございまして、棺とか骨つぼとかドライアイスとか、あるいは仏衣、そういったものにつきまして、これがかなり不足いたしまして、それの供給につきまして市町村に代わって葬祭業協同組合、そういった所と県のほうで調整をいたしまして、必要数量の確保を行ったということでございます。これも3月13日から始まりまして、3月末までにはかなりの数が確保できたということを聞いております。

それと、後は県内の火葬場の支援ということでございまして、これは火葬場の燃料確保 とかそういう面もございますけれども、他の都道府県への火葬の協力要請とか、そういっ たことが行われております。一応、宮城県のほうでは県としてそういうものは確保してい るということでございます。

西沢委員長

じゃあ何人を対象にするんですか。ゼロ作戦やからゼロでええんだというんじゃないですよね。例えば牟岐町だったら 1,000 人とか、何千人もいますよね、今のところで最大でどれだけ亡くなるというシミュレーションがね。これはまず何人を計画とするんですか。

篠原安全衛生課長

委員長のほうから、死者ゼロを目指して県民一丸となって防災対策に取り組んでおるんですけれども、不幸にして命を落とす方が多く出るということで、何名ぐらいかということなんですが、できるだけ少なくということで、今県が対応しているところでございますが、不幸にして命を落とされる方が多く出ることも考えられますので、そのような場合には人の尊厳を損なうことなく、遺体の火葬を円滑に行うことが重要でございます。

(「計画は何人」と言う者あり)

有持副委員長

小休します。(15時24分)

有持副委員長

再開します。(15時26分)

西沢委員長

当然答えにくいですよね。どのくらいの想定をするかといったって、想定すること自身が非常に厳しい。でも後に続いてくるんですよね。どのぐらいだから、どのぐらい備蓄せないかん、どんだけ足らないなと続いていくわけですよ。備蓄する物はいろいろあります。それから身元確認でも、そのための備蓄もせないかん物もあります。やっぱり、まず想定がなかったらできないものもあるんで、難しいんですけども、でも表に出せないんだったら水面下でやっぱりそんなことを検討していかないかんですね。そのためには、県だけでいいのかということになってくると私は思うんですよ。いろんな、例えば歯医者とか医者とか警察とか、いろんな所が一つのチームの中で、いろんなことを話し合った中で、やっていかないかんと私思うんです。

結論を言いましたら、ほかで一生懸命やってることに対して、県は総合的にやっていかないかんから、首を突っ込んでいく必要はあると私は思います、ほかがいろんなことやっていることに対して。徳島県は対大災害の御遺体の取扱いとか、そんなんを全国で一番ぐらいやってるんですね。それはどこがやっているか。警察、それから医者、歯医者、そんなところが中心になって、一生懸命やっているんですね。全国で一番やっていると私は思います。これからもいろいろ講習会なりあります、人を育てたりね。私見てみました。まず、合っているかどうか分かりませんので、答えてください。全国7地区日本歯科医師会平成25年度災害コーディネーター研修会、これが今年の11月10日にあります。これは日本歯科医師会が全国7地区の中で徳島県で一つはやります。これはこれで、コーディネーターだからって研修会だからって、これはやはり、こんなことにも私、首突っ込んでほしいなと思うんですけども、残念ながら、どうかなというふうに思います。それから、これ何て読むんですか。D、M、O、R、T、ディモートというんですか。DMORTというのはどういう意味ですか。

田中医療政策課長

今,西沢委員長から日本歯科医師会の災害コーディネーター研修会,11月10日の話を頂いております。これにつきましては、私どもとしても協力すべく、1月半ぐらい前に歯科医師会の役員、理事の皆様とお話を重ねて今日に至っている状況でございます。結果として、11月10日の日に我々徳島県の関係者、医療になるか、あるいは危機管理になるかというところはまだ定かではないんですけども、関係者をシンポジストといいますか、基調発

表する1名として出席させていただきまして、人が受ける最後の医療というふうに言われております検視、検案に対して、どういった対応をとるのかというのを一緒に考えてみようというふうなスタンスで臨んでいるところでございます。

(「DMORTは誰も知らない」と言う者あり)

西沢委員長

DMORTいうのはD, M, O, R, T。日本では身元確認、検視は警察の仕事、日本はDMORTの重点は御家族対応となっている、災害死亡者家族支援チームとの訳です。災害死亡者家族支援チーム。DMORT。先ほど私が一番最初に言いました。要するに、亡くなった方、その周りの家族の方、この家族の方をフォローする、ケアする、そういう組織です。これ、日本であんまり知られてないのかな、県の方々が知らんというのは。そのことについて徳島県災害時遺体対応・遺族支援研究会というのが発足されます。発足記念講演会としてもうやっていますね、平成23年11月13日。これは全く関与してなかったんですね、知らないということは。だから、やっぱりこういうことにも関与していかないかんのじゃないですか。私が言っているのは、総合的にそういう亡くなった方々、そして周りの方々、家族の方々、そういう方々に対して、もっと県が積極的に頑張っていかないかんのじゃないですかと言っているんです。その県以外の所は、ほんまに警察も含めてかなりやっています。

もう一つ、警察歯科医会全国大会、これが平成26年8月23日、ホテルクレメント徳島であります。人が受ける最後の医療、警察・医科・歯科の連携となっていますけれども、残念ながら県は入っていませんね。警察は入っていますけれども。だから、私不思議に思ったんですよ。何でなんですかって。何でこれ入ってないんですかって。どうでしょうか。

田中医療政策課長

たしか全国大会が12回か13回だったと思うんですけれども、おっしゃったとおり、8月 の23日土曜日でございます。クレメントでございます。

(「13回」と言う者あり)

23日でないでしょうか。

(「13回目」と言う者あり)

そうですね,13回目ですね。8月23日土曜日ということでお伺いしているところでございます。正式には警察歯科医会全国大会ということでございます。それにつきましても,1月半ぐらい前でございますけれども,先ほどコーディネーターの話があったのと同時に,私どもに対しても協力要請があったところでございます。どういった形で協力ができるかということを今検討しているところでございます。

西沢委員長

こういうことに参加するとなると、又は備蓄とかいろいろありますけれども、やはり応

援するということはお金の応援も要りますよね。これから、そういうことも含めてどうされますか。お金の面での補助というのは考えていただけますか。今までは、これ皆さん方、自費みたいな形でやっていますけれども。

田中医療政策課長

その打合せの際に、やはり金銭面のお話も出てまいりました。全国大会ということでございますので、いわゆるコンベンションビューロー的な誘致、全国各地から皆さんがお越しになるということに関して、一部の補助金が使えないかというふうな話を今しているところでございまして、我々としてもそういったメニューがほかにないかということで研究、検討しているところでございます。

西沢委員長

1か月ちょっとぐらい前にいろんな話があったと。しかし、本当にほかが頑張っているのに、徳島が一番頑張っているぞと言いたいのに、一部は頑張ってなかって残念だなと思いました。そういうことを今日は言いたかったんです。やはり、この亡くなった方もそう、亡くなった方の周りもそう、みんなをできるだけみんながケアしていくということは非常に大切だと思います。でなかったら、それから続いて自殺したり、アルコールに溺れたり、いろんな人がいっぱい出てきますしね。やっぱりそういうことを減らしていく努力、こういうこともゼロ作戦という形にしていかないかんのではないかな。亡くなる方がゼロだけじゃなくて、そういう後に続く二次被害、そういうこともゼロにしていかないかんと思います。よろしくお願いします。終わります。

西沢委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり1件となっております。請願第48号の3「ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

佐野教育長

①-1各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は平成23年度末の約86パーセントからさらに進捗し、平成24年度末では約91パーセントとなりました。国ではこれまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。県といたしましては国に対して、更なる補助制

度の拡充や予算の確保について、重点的に要望を行ってきたところ、平成25年度につきま しても当初予算において各市町村の要望に対応されたところです。

- 一方,県も市町村と同様に、県立学校の設置者として平成27年度末の県立学校耐震化率 100 パーセントを目指して取り組んでいる中で、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成27年度まで実施するなど現時点において可能な限りの支援を行っているところです。
- ① 2 津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、 甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、児童生徒が自らの 命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全 な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では学校防災管理 マニュアルを全面改定し、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示しております。 学校においては学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、津波・地震災 害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

西沢委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、採択と継続に意見が分かれましたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を 願います。

(替成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第48号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(15時38分)